

年度区分	整理番号
平成29年度	1

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	10,500	円	支出年月日	29年 4月 20日
---	--------	---	-------	------------

(1)調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	旅費 4/9 神戸市長田区
-----	---------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

坂本 茂雄 様

平成29年 9月 10日

下記の通り正に領収致しました。

金額	千	百	十	元
	1	0	5	0

但し 4/9 三宮 JRバス往復バス

(高知県知事登録国内旅行業第3-89号)

高知県庁消費生活協同組合

代表理事 山下久人

県庁生協トラベルセンター

高知市丸の内1丁目2番20号

生活協同組合法により組合員との印紙税は免除されます。 TEL (088) 822-0662

扱者印

## 政務活動記録簿兼旅費計算書

別紙

議員名 坂本 茂雄



調査期間	平成29年4月9日			
調査先等	まち・コミュニケーション御蔵事務所			
場 所	神戸市長田区			
活動内容等	別紙のとおり			
	利用区間	自家用車 (29円/km)	鉄道賃等	航空賃
活動に要した 経 費	はりまや橋～神戸三宮 (往復)	- km	バス 10,200	10,200
	神戸三宮～高速長田 (往復)	- km	150×2	300
		- km		
	走行距離合計	0 km 0		0
	宿泊料	円 ×	泊	0
	宿泊諸費	円 ×	泊	0
	その他		円	0
			円	0
			円	0
	合 計			10,500
備 考	※自宅～はりまや橋(往復)は徒歩のため旅費の計上はしない			

※活動内容等について、スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

※記載する必要がある場合(県外へ出張した場合又は県内で宿泊した場合)

※領収書等は裏面に貼付すること。

## 第45回 御蔵学校

4月9日 13時30分～16時40分 神戸市長田区御蔵通

まもなく迎える熊本地震から一年。

直接被災地に出向いて、学ぶことが大切なのだと私は思いますが、熊本から被災地の復興に関わられている方が、神戸で報告頂く機会があり、昨日バス車中泊で行つきました。



「熊本地震から1年 集落は今～集落持続性を考える～」をテーマに神戸市長田区のまち・コミで行われている第45回御蔵学校でお話を聞かせて頂きました。

最初に、まち・コミからは活動報告ということで宮定代表理事から「熊本地震等生活支援について」の

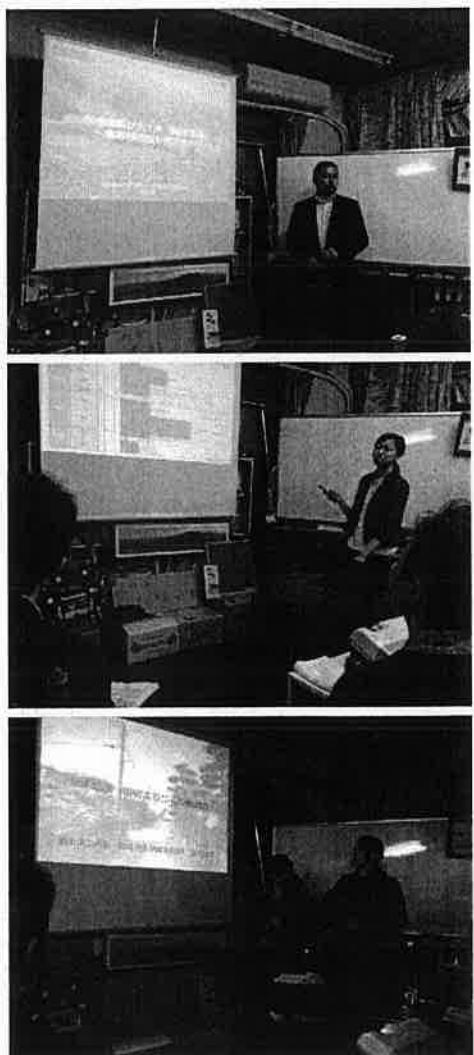
報告を頂き、続いて講師の柴田祐氏（熊本県立大学環境共生学部居住環境学科准教授、南阿蘇村復興計画策定委員）からは「住宅・集落再建の今～熊本地震から1年～」ということで、改めてみなし仮設や自立仮設など仮設住宅の課題や状況、益城町や南阿蘇村の被災地の変化、集落レベルのまちづくりの検討状況などの課題について報告頂きました。

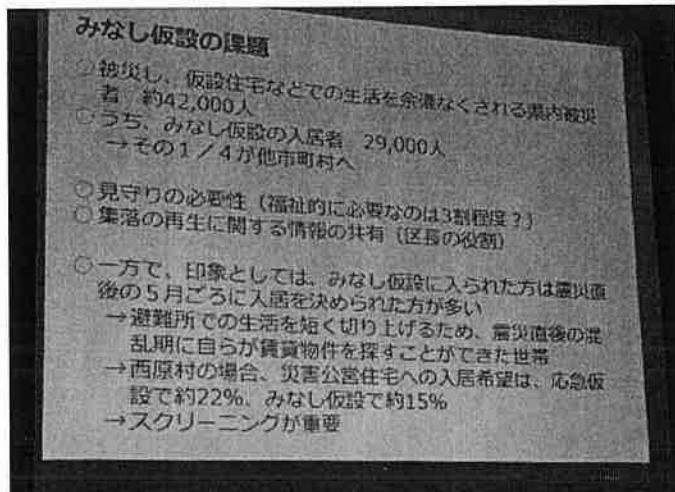
その後は、熊本地震の被災地をテーマに論文執筆をした柴田ゼミの学生の山内佳奈子氏からは「生業と暮らし方から見た農村集落の復旧プロセスに関する研究」、さらに西村多美氏からは「集落の復興プロセスにおける人のつながりが果たした役割に関する研究」についての報告から、聞き取り調査の中で直後の自助と共助でしのいだこと、そして、その後のボランティア力（公助）との関わり、地域住民同士のつながりの重要性が改めて明らかになったことを学ばせて頂きました。

最後に、熊本からのインターネット中継で報告頂いた丸野健雄氏（熊本県南阿蘇村新所老人会会长）からは、長期避難を余儀なくされている立野地区の避難所運営で留意したことや避難所から仮設に移った際に、ご自分も含めて約2/3の方がみなし仮設に入られたことで、バラバラにならざるをえなかつたことで行政・ボランティアの手が届かず避難者が置き去りにされているのではないかと不安になったことなども報告されました。



これらのこととは、東日本大震災でも指摘されていたことであり、その反省が生かされていないことも明らかになつた一年目の熊本地震の被災地の実態であるように思いましたし、集落レベルのまちづくり議論は、その持続性を求めて、これから本格化するのではないかと思われました。





**県央レベルのまちづくりの検討状況**

**基城町**  
島田（1/15）、杉堂（3/20）、堂岡（3/25）の3地区でまちづくり協議会設立

**西原村**  
古間、大切畑、畑・風当、下小森、上布田、下布田の6地区で継続的に検討会を開催

**南阿蘇村**  
袴野、長野、乙ヶ瀬、沢津野、黒川、立野で集落復興の支援。うち乙ヶ瀬、袴野の2地区でむらづくり協議会設立  
※集落復興の支援を目的として集落支援員2名を採用

熊本市？嘉島町？甲佐町？山都町？

毎晩のように話し合われている復興のありがた						
日付	会場地	場	第	名	主	主
1月15日	7時会場	6時会場	6時会場	6時会場	6時会場	6時会場
1月20日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
1月25日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
2月1日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
2月6日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
2月11日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
2月16日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
2月21日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
2月26日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
3月1日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
3月6日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
3月11日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
3月16日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
3月21日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
3月26日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
3月31日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
4月5日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
4月10日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
4月15日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
4月20日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
4月25日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
5月1日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
5月6日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
5月11日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
5月16日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
5月21日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
5月26日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
5月31日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
6月5日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
6月10日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
6月15日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
6月20日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
6月25日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
6月30日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
7月5日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
7月10日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
7月15日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
7月20日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
7月25日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
7月30日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
8月4日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
8月9日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
8月14日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
8月19日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
8月24日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
8月29日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
9月3日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
9月8日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
9月13日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
9月18日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
9月23日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
9月28日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
10月3日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
10月8日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
10月13日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
10月18日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
10月23日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
10月28日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
11月2日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
11月7日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
11月12日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
11月17日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
11月22日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
11月27日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
12月2日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
12月7日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
12月12日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
12月17日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
12月22日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
12月27日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
12月31日	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場	7時会場
S	17	4	4	7	17	3

# 生業と暮らし方から見た農村集落の復旧プロセスに関する研究

準会員○山内 佳奈子\*1 正会員 柴田 祐\*2

## 6. 農村計画—9. 地域の再生・復興 都市計画

キーワード 熊本地震 農業 復興プロセス 地域コミュニティ

### 1 はじめに

#### 1.1 研究の背景と目的

熊本地震が2016年4月に益城町を震源として発生し、県内各地で大きな被害が発生した。熊本は山や海などの自然に恵まれ、水も豊富に湧いており、その恩恵を受けて農業が成り立っているが、今回の自然災害は農地にも大きな爪痕を残し、農業における被害は甚大であった。

地震発生後、都市部ではスーパーに長蛇の列が並び、飲み水や食料を得るのが困難になった中、農村集落では食料の備蓄力が生かされるなど、都市部とは異なる避難生活や復旧の過程がみられた。また、住民同士の既存のコミュニティが災害復旧に係る自発的かつ協同的な行動につながるなど、農村特有の「強さ」が際立った。その一方で、農業という生業が自然と隣り合わせであり、気候や災害に左右されやすいため、生産活動そのものに支障が出る場合や、生活再建と農業の両立が困難になると、農村の「脆さ」も同時に浮き彫りになった。

災害に強い社会の実現のためには、この熊本地震の経験を記録することはもちろん、将来再び起こりうる災害への対応を見据えた課題を掘り起こし、得た教訓を生かさなければならない。そこで本研究では、まず農家の生業と暮らし方を丁寧にヒアリングするとともに、熊本地震後の農家の復旧プロセスを明らかにする。それらを踏まえ、農家の生業の形態や暮らし方と、地震後の復旧プロセスの関係を明らかにすることを目的とする。

#### 1.2 研究の方法

各対象集落において、区長1人と農家を少なくとも3戸を対象としてヒアリング調査を実施した。区長には、集落全体の被災状況、避難行動、農業の概要等をヒアリングすることで、集落の全体像を把握する。一方、農家には、農家個人の被災状況や避難行動、生活再建の流れ、営農状況等をヒアリングし、整理した。その上で、農家の復旧プロセスを分析し、農村集落の再生への課題やコ

ミュニティのあり方を考察する。

## 2 対象地域の概要

### 2.1 地域特性

#### 2.1.1 阿蘇市一の宮町宮地 分1区

世帯数は191世帯で、そのうち農家は15軒程度。平地農村部でありこの地域の農家の多くは、米を中心として、時期に応じて様々な野菜を生産している。また、昔から赤牛の肥育も盛んであり、畜産業に従事する者や、農業と畜産業の複合農業経営を行う農家もいる。

#### 2.1.2 益城町杉堂

世帯数は107世帯で、そのうち農家は12世帯。谷あいに布田川が流れており、川の両側の斜面地に集落が存在する。道路や宅地の被害が大きかった。集落の北の平坦な台地に広大なサツマイモ畑が広がっており、この集落の農家のほとんどがサツマイモの生産を生業の中心に据えている。サツマイモの定植作業の繁忙期と地震発生が重なったことで、生活と農業の両立が一定の期間困難になった。

#### 2.1.3 南阿蘇村立野

立野は、立野区、新所区、立野駅区の3地区に分かれている。世帯数は344世帯で人口は約930人である。そのうち農家の戸数は、立野区が30戸、新所区が22戸、立野駅区が0戸である。農業は米を中心として生産し、その他に自家用の野菜の栽培や赤牛の肥育が行われてきた。兼業農家や自給的農家が大半を占めており、専業農家が極端に少ないのが特徴である。また、高齢化や後継者不足により、他農家へ農地の貸付をする等の、土地持ち非農家も増加している。

### 2.2 被災概要

#### 2.2.1 阿蘇市一の宮町宮地 分1区

地震による目立った被害は無く、全体的に瓦が落下する程度であった。生活と農業に比較的影響が少なかった

が、生活再建に1週間程度要している。公民館を避難所として開設したが、全体的に避難所の利用者は少なく、車中泊をした者が多かった。地震直後は、道路の寸断によって、物資の供給や出荷が一時的に滞った。

### 2.2.2. 益城町杉堂

道路や宅地の被害が非常に多い。しかしながら、川沿いの住宅など、比較的被害が少なく済んだと見られるエリアもあり、集落内で被災度にはばらつきがある。地震直後、集落内の公民館が被災したため、近隣に避難所が無かった。したがって集落から離れた避難所にしかなかつたため、農家12軒程が集まり、畠の近くの倉庫を使い、共同で炊き出しを行いながら生活した。本震の翌日には、農地に近い場所に自力でリースのプレハブを準備することで生活の拠点を確保した。

### 2.2.3. 南阿蘇村立野

長期的な断水により、現在もなお農業が再開できておらず、生活と農業の両面で深刻な被害を受けている。多くの住民が立野地区外の仮設住宅で生活しているため、自宅や農地への行き来も困難な人もいる。断水が解消されない限り農業の復興は進まず、農業が成り立たない立野では、耕作放棄地の増加や、牛の放牧地である瀬田裏牧野の荒廃化が懸念される。

## 3 ヒアリング調査結果

ヒアリング対象者と、その概要を表1に示す。また同居家族の農業への関わり方の分類は表2の通りであり、同居家族欄にそれぞれ示している。A>B>Cの順に農

		仕事への従事状況			
		農業にのみ従事	農業と他の仕事の両方に従事	その他の仕事のみ従事	仕事に従事していない
主導的状態	主に仕事	A			
	主に家事や育児	B	C		
	その他				

表2 世帯員の農業との関わり方

A：基幹的農業従事者 B：農業就業人口 C：農業従事者

業に関わる度合いが大きいと言える。

### 3.1 阿蘇市一の宮町宮地 分1区

調査の結果の一例を図2に示す。A氏は、本震後に納屋が被災したため、避難場所として敷地内のビニールハウスで風雨をしのぎ食事をとった。また、余震が頻繁に続いていたが、車中泊の際には車両を農地内に停めることができたので、周囲に高い建物等が無い安全な場所を確保できていた。さらに、アスパラガスの収穫は平時同様に行っていたものの、選果場の被災によって出荷ができなくなってしまったため、3日間で収穫した180kg分のアスパラガスは地域住民や避難所へ配ってまわった。

各農家を比較すると、被害やライフラインの復旧にさほどばらつきが無く、1週間前後で最低限の日常生活が送れるようになっていることが分かる。田植え期の遅れなどは見られたものの、例年通りに作付けや収穫ができていたため、生業に影響は少なかったとみられる。また、この集落外に住む家族や親戚が帰省し、生活再建や農作業の手伝いにあたる様子がそれぞれの農家で見られ、これらが各農家の復旧を後押しする要因となっていたと考えられる。

表1 ヒアリング対象者一覧とその概要（その1）

対象地域		阿蘇市一の宮町			益城町杉堂		
対象者	A氏	B氏	C氏	A氏	B氏	C氏	
年齢	80歳	75歳	60歳	68歳	75歳	63歳	
性別	女性	男性	男性	男性	男性	男性	
属性	同居家族 （▲は地震後別居）	孫（30）A 孫の妻（28） 孫の長男（1） 孫の次男（0）	妻（74）A 長女 会社員 次女 会社員	父（88） 母（80）A 妻（51）A 三男（17）高校生	妻（65）A	妻（68）A	妻（57）A
農家分類（調査時）	兼業農家	兼業農家	専業農家	専業農家	専業農家	専業農家	
農業生産	生産農畜産物 販売用	米、アスパラガス	野菜	牛、米、お茶	サツマイモ ベビーリーフ	ニラ	サツマイモ 大根
	自家用	野菜	野菜	野菜	米	野菜	
建物被害	母屋	一部損壊	一部損壊	一部損壊	全壊	半壊	全壊
	農業施設	納屋1：全壊 納屋2：被害なし	納屋：一部損壊	納屋：被害なし 製茶工場：被害なし	納屋：一部損壊	半壊	納屋：全壊
調査時の住まい	自宅	自宅	自宅	テクノ仮設	自宅	テクノ仮設	
概況	庭先で車中泊。アスパラガスの出荷が3日間できず、収穫物を地域に配ってまわった。	約5日間、車庫で食事をとり、畠のわきで車中泊をした。野菜の出荷は5月末から再開。	お茶工場へ通勤。車中泊を4日間した。帰省した子ども3人が片付けや農業の手伝いを行った。	水路の被害により、ベビーリーフは断念しサツマイモへシフト。	仮設と畠の行き来は厳しいので、仮設への申し込みませずに自宅で生活している。	大根の収穫作業が追いつかず、廃棄処分をした。	

月 日	4月 16日	4月 17日	4月 18日	4月 19日	4月 20日	4月 21日	4月 22日	4月 23日	4月 24日	4月 25日	4月 26日	4月 27日	4月 28日
生活	食事 睡眠 入浴 洗濯	ピーナツハウス 車中泊 入浴できない 洗濯できない	時々家 湯を使用 水は出るが、農地に所有、従って水は出るので、長男と行き来し農作業を行う。	3食家 家で寝る 平時同様、入浴可能になる 洗濯可能になる									
生業	出荷	出荷不可 (種果場の被災)	出荷不可 (但し出荷のための梱包作業も自分で行う為作業量増加)	通常出荷									
家屋	母屋 納屋	片付け 片付け	概ね完了 修理依頼	片付け	完了								
ライフ ライン	電気 ガス 水道	停電 被害なし 断水	復旧 (湧き水使用) 復旧										
地盤の つながり	食べ物の やり取り	アスパラガス 60 kg × 3 日											

図2 阿蘇市一の宮町宮地分1区のA氏を対象とした調査結果

凡例 ■ 初期被害 ■ 対策 □ 復旧

月 日	4月 16日	4月 17日	4月 18日	4月 21日	4月 22日	4月 21日	4月 22日	5月 上旬	5月 下旬	8月 2日	
生活	食事 睡眠 入浴 洗濯	避難所 自力仮設のため住民による共同の炊き出しが行われる 避難所 自力仮設のため段間(農家と軒を含む)14軒もかたで生活						炊き出し終了。家で作る。 炊き出し終了。家で作る。			
生業	農業	入浴できない	自家で入浴可能になる								
家屋	母屋 納屋	洗濯できない	洗濯可能になる								
ライフ ライン	電気 ガス 水道	サツマイモの定植作業 全壊						草取り等の管理			
地盤の つながり	食べ物の やり取り	停電 被害なし 断水	復旧 ボーリング水が 使用可能に								

図3 益城町杉堂のA氏を対象とした調査結果

凡例 ■ 初期被害 ■ 対策 □ 復旧

月 日	4月 16日	4月 17日	4月 21日	4月 22日	6月 24日	6月 26日	8月 5日	10月 1日	10月 9日
生活	食事 睡眠 入浴 洗濯	立野小 立野小 温泉施設利用 不可	避難所 (本田技術) 避難所 (本田技術) 避難所 (本田技術) コインランドリーを利用				仮設		
生業	農業 畜産業	田植えはできず、米の作付けをしていました。田んぼは牧草に切り替えた 3頭の牛を畜舎で世話 (水不足)					高齢の畜産農家に牛を預け、 面倒を見ながら	知り合いの畜舎を借りて世話 (立野)	
家屋	母屋 納屋 畜舎	一部損壊 全壊						解体終了	
ライフ ライン	電気 ガス 水道	停電 被害なし 断水	復旧					解体終了	
地盤の つながり	食べ物の やり取り	特になし							

図4 南阿蘇村立野のA氏を対象とした調査結果

凡例 ■ 初期被害 ■ 一次対策 ■ 二次対策 □ 復旧

表1 ヒアリング対象者一覧とその概要 (その2)

南阿蘇村立野							
A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏	G氏	H氏
72歳 男性	79歳 男性	51歳 男性	84歳 男性	83歳 女性	75歳 男性	69歳 女性	75歳 男性
妻 (68) 長男 (42) A	妻 (77) B ▲長男 (52) ▲長男の妻 (50) ▲孫 (24)	妻 (44) C ▲長男 (19) 学生 ▲長女 (17) 学生	妻 (81) ▲長女 (57) ▲長男 (55) A	妻 (77)	—	妻 (64) B 長女 (41)	妻 (72) A 長男 (46) B ▲長男の妻 (45) ▲孫 (15) ▲孫 (10) ▲孫 (6)
専業農家	自給的農家	専業農家	自給的農家	自給的農家	土地持ち非農家	自給的農家	専業農家
牛	—	米、もち米、 ビーマン、トマト	米 (長男が休日に 作る)	—	貸守先の農家が牧 草を栽培 (対象者は 草刈等の管理作業)	—	米、牛
米、牧草	野菜	野菜	野菜	米、野菜	大規模半壊	米、野菜	牧草
一部損壊	半壊	一部損壊	一部損壊	半壊	被災なし	半壊	全壊
納屋: 全壊 牛舎: 全壊	納屋: 一部損壊	一部損壊	一部損壊	一部損壊	被災なし	納屋: 一部損壊	全壊
室第一仮設	みなし仮設	下野山田仮設	室第二仮設	室第二仮設	室第二仮設	みなし仮設	岩坂仮設
牛を4頭養っているので、毎日立野に行き来して野菜を少しだけ栽培している。	立野に行き来して現在は庭先の畑で野菜を少しだけ栽培している。	自宅は立野だが、農地は立野に所有、従って水は出るので、長男と行き来し農作業を行う。	地震前から長男が休日に農業をしている。長男と行き来し農作業を行う。	立野に帰る頻度は少なく、あまり農地の管理はできていない。	被災後も草刈で立野の農地に頻繁に行き来。草刈のボランティアにも手伝つてもらった。	地震後農地を貸したため何も作っていない。農家をやめる予定である。	基本的にH氏とH氏の妻の2人で草刈りを行う。

### 3.2 益城町杉堂

杉堂の調査結果の一例を図3に示す。A氏は、16日にしてから少し離れた避難所へ行つてはみたものの、避難所での生活に抵抗を感じ、自らの農地付近の倉庫へ戻つた。周囲には同様に他の農家の倉庫等があるため、自然と農家数軒が集合し、自力仮設を作る運びとなった。

サツマイモの定植ができなければ一年の収入が見込めないため、農家にとって定植作業は、生活の復旧のために何としても済ませなければならない最重要課題であった。したがって、自力仮設での共同生活や炊き出しは、農作業の時間を確保したり様々な情報を交換したりする上で、合理的かつ心理的不安を和らげるものであったと考えられる。

### 3.3 南阿蘇村立野

立野の調査結果の一例を図4に示す。A氏は牛を3頭肥育していたため、避難生活中も毎日世話をために通つた。畜舎は全壊のため、立野で地震後に牛を売り払って辞めざるを得なかった知り合いの牧場の空き施設を借りることで再開にこぎつけた。実際に、立野内で畜産をしていた人は地震前には5戸であったが、地震後は2戸に減少している。このことからも分かるように、生業の継続が容易にはできないのが現実だ。

立野では断水が続いていることが、立野での生活や生業の再開への大きな壁となっている。現在、ヒアリング対象者の殆どが、農業用水が復旧した場合農業を再開したいと答えているが、数年後はさらに高齢になっているため、実際に農業が再開できるかという不安を同時に抱えている。

## 4 考察

### 4.1 農家特有の避難行動の傾向

今回の調査より、農家全体として避難所が使われにくく、農地に近い場所で避難生活をする傾向にあったことが明らかになった。これには複数の要因が挙げられる。第一に、農地周辺の環境である。農地近くの倉庫や納屋が比較的余震の揺れに対して安心である点、広いスペースが容易に確保できることから車中泊等もしやすい点が、避難場所の受け皿になりやすい要因であると考える。第二に、「農作業後の汚れた状態で避難所に行くことが

忍びない」「同じ洗濯機で洗濯して良いものか」など、集団での生活に対する不安要素が多いことが背景にある。以上のことと踏まえると、特に農村集落では、避難所での生活を選択しない被災者が存在するということを前提として、そのような被災者が復興支援の置き去りにならないような支援が必要であると考えられる。

### 4.2 外部支援者の果たした役割

立野のように長期にわたって営農が困難となってしまった場合でも、将来の営農の再開を見据えると、簡単に農地を休ませておくことは出来ない現状がある。田畠を放置すると荒れてしまうのは早く、それを防ぐためには草刈りや耕運等の手入れをしなければならない。立野の場合、仮設住宅から農地までの行き来が困難な高齢者が抱える、手付かずの農地もある。つまり、田畠の機能や田園風景が維持できるかという大きな課題に直面している。そんな中、9月頃から県外からの草刈りのボランティアが支援を始め、その力を借りながら農地の草刈りを進めた農家もいる。

農村の景観が保たれるということは、すなわち生業が継続されているということである。このような生業の継続を後押しする外部支援者の果たす役割は、次世代に生業を引き継ぎ、現在の景観を残す上でも、非常に重要である。

## 5 総括

分1区では、被害が軽微なため、農家個人と家族の協力（自助）によって営農の継続ができたと考えられる。一方、分1区と立野地区の営農の成否が、物流や灌漑用水の復旧といった外的要因によるものに対し、杉堂地区では農家の努力による営農の継続可能性があり、農家個人とコミュニティ（共助）によって、営農が継続された。さらに立野地区では、農家自身が集落内に住んでいない上に、コミュニティがばらばらになったため、ボランティアに頼らざるを得ず、農家個人とボランティアの力（公助）によって営農再開に向けた取り組みが行われた。

被害の程度に関わらず、農家にとって営農の継続の優先度は高いものであり、被害が大きい地域ほど、自助、共助、公助と、復旧に貢献する役割に広がりが見られることが明らかになった。

\*1 熊本県立大学 環境共生学部 学部学生

\*2 熊本県立大学 環境共生学部 准教授・博士（工学）

# 集落の復興プロセスにおける人のつながりが果たした役割に関する研究 ～住民同士及び住民と外部との関係性に着目して～

準会員○西村 多美\*1 正会員 柴田 祐\*2

## 6. 農村計画—9. 地域の再生・復興 都市計画

キーワード 熊本地震 復興 つながり オーラルヒストリー

### 1 はじめに

#### 1.1 研究の背景と目的

2016 年の 4 月に発生した熊本地震では、多くの地域が、家屋の倒壊やライフラインの寸断、道路や農地などの崩れ、土砂災害により甚大な被害を受けた。

被災地域の、震災での経験や復興プロセスを記録し、その教訓を後世に残すという取り組みは全国各地で行われており、災害時の行政の動きやライフラインの復旧プロセスなどは記録として残りやすい。一方で、被災地域での復興を支える要因のひとつとして、人々のつながりや助け合いが欠かせないが、そのような復興への細かな動きは記録として残りにくい。

そこで本研究では、農村集落を対象として、住民の震災への応急対応を中心とした復興プロセスを記録すると共に、地域住民同士のつながりや、地域住民と外部の人とのつながりが、地域の復興プロセスにどのように関わる、どのような役割を果たしたのかを明らかにすることを目的とする。

#### 1.2 研究の方法

調査対象を、益城町の東無田地区、南阿蘇村の立野地区とし、地震発生から 5 ヶ月間の期間における、地域住民の行動や経験などを、オーラルヒストリーを用いて記録する。集落の役員や消防団などの地震発生直後から活動に活動した方を中心に、各地区 10 名以上のオーラル

ヒストリーを収集し、それぞれ地震発生直前の状況から、その後の状況や行動等の情報を収集した。それを元に、地域全体の状況や復興プロセスを把握・記録すると共に、プロセスにおいて行われる行動やイベントは、地域住民同士のつながりから生まれたことであるのか（内 ⇄ 内）、地域住民個人と外部の人とのつながりがあり、住民の発信により、生まれたことであるのか（内 → 外）、または、外部からの発信により生まれたことであるのか（外 → 内）、を分析し、それが地域の復興プロセスにおいて、どのような役割を果たしたのかを考察する。5 ヶ月という期間は、仮設住宅などへの入居が完了し、人々の生活がある程度落ち着くまでの期間である。

### 2 対象地域の概要

#### 2.1 地区の概要

##### 2.1.1 益城町東無田地区

益城町中心部から車で 10 分ほど南に離れた微高地に位置する、約 120 世帯 200 人の農村集落である。普段から近隣住民との会話があり、物々交換を行うなど、住民同士の交流が活発である。地区内は、上組、下組、上村組、内村組の 4 つの組に分かれており、それぞれ評議員という組の代表が存在する。その他、区長、会計、土木委員などの役員が存在する。

##### 2.1.2 南阿蘇村立野地区

阿蘇山外輪山が唯一切れている、白川沿いの急傾斜地に位置し、約 344 世帯 930 人からなる農村集落であり、東無田同様、住民同士の交流が活発である。新所区、立野区、駅区の 3 区で構成されており、それぞれに区長や会計、土木委員、水利委員、神社委員、体育委員などの役員が存在する。2012 年の九州北部豪雨災害では、土砂崩れにより大きな被害を受け、その経験を元につくられた自主防災組織が存在する。

#### 2.2 被災状況

##### 2.2.1 東無田地区

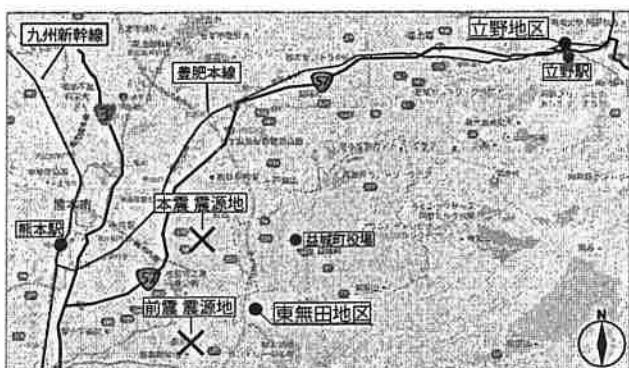


図 1 調査対象地の位置関係 (Google map から筆者作成)

死者 1 名、家屋の約 8 割が全半壊し、一時は断水・停電状態となる。塙の倒壊や農地の被害も多く見られる。

## 2.2.2 立野地区

死者 4 名、家屋の約 8 割が全半壊した。特に山側では、山頂部にある水力発電のための貯水槽が崩壊したことによる土砂災害の被害が特徴的である。土砂災害による死者は 2 名で、約 9 軒が大きな被害を受けた。道路や南阿蘇村の中心部へと繋がる阿蘇大橋の崩落により、ライフラインは寸断され、断水状態が続いている。また、6 月 20 日からの大雨により、大規模な土砂崩れが多数発生し、複数の家屋が巻き込まれた。

## 3 ヒアリング調査結果

### 3.1 東無田地区

#### 3.1.1 集落の復興プロセスの全体像

地震発生直後は、地域全体がパニックの中、消防団や役員の活躍により、住民の安否確認や食料の確保等がほぼ住民のみで行われた。5~7 月になるにつれ、外部の人どうまく協力することで、交流の場や、機会が生まれ、8・9 月ごろになると、ほとんどの住民が仮設住宅などへ入居し、ある程度生活に落ち着きが生まれてくる。

#### 3.1.2 地震発生直後

本震の直後から救助活動などを行った消防団や役員は、その後、地域住民のための避難所や食料を確保するために、複数の避難所をまわる。常に住民の生活等を考え行動していた。また、集落内では、避難所へ避難するより以前に、公民館でおにぎりをつくり、高齢者や子供を中心に配布した。住民同士のつながりが、地震発生直後の行動に大きく関わっていると考えられる。

#### 3.1.3 復興夏祭りの開催

8 月 24 日に行われた復興夏祭りの開催は、その経緯に着目すると、住民同士のつながりだけでなく、住民と外部の人とのつながりがポイントになっていると考えられる。当初は食事から出し物まで、できることは全て住民のみで行う予定だった。しかし、「住民主体の食事の提供は禁止」と、保健所から厳しく指摘され、食事の面で問題が発生した。すると、6 月 14 日に開催された、「最初の晚餐」で料理を振舞ったシェフとつながりをもつ他の住民が、シェフが「また食事会を開催したい」と言っているという情報をもちかけ、ここで住民主催の夏祭りと、最初の晚餐のコラボレーションが決定した。他

にも、外部の人たちからの音響、証明、ステージ、ピンゴ大会の景品等の提供が決定した。

夏祭りで多くの住民が久々に顔を合わせ、みんなで食事をかこみ、会話を弾ませた。住民同士のつながりだけでなく、外部の人とのつながりがあったことにより、復興夏祭りは大成功に終わったと考えられる。

## 3.2 立野地区

### 3.2.1 集落の復興プロセスの全体像

地震発生直後、住民は旧立野小学校へ避難するが、4 月

表 1 東無田地区の復興プロセス

月	日	時間	番号	集落の状況・行動など		記号
				前震		
4月	14日	21時26分頃	1	東無田地区の消防団(以下、消防団)が 5、6 人で見回り、安否確認、ガスの元栓を閉めるなど活動。	内→内	
		直後	2	東無田公民館へ避難講習	内→内	
		24時頃	3	消防団が見回りを開始。夜中に交通整理活動に参加	外→内	
	15日	1時25分頃	4	消防団一日懇親会	内→内	
5月	16日	その後	5	消防団や役員が各戸内を見回り、安否確認や被害状況確認	内→内	
		6時頃	6	消防団が安否確認を兼ねて交代で見回りを開始	外→内	
		7時頃	7	住民がキャンプ用具などのテントを要請	内→外	
		8時頃	8	避難する人、自宅にいる人、車中泊をする人など、様々	内→内	
		9時頃	9	消防団が支障物資を配りに行き、住戸へ配布	内→内	
	16日	1時25分頃	10	消防団などが各自で見回りを開始	内→内	
		直後	11	情報の共有が行われながら、倒壊家屋の情報などが入る	内→内	
		12時頃	12	神社、住宅周辺の広い場所、墓落入口付近のバス停などに多くの住民が避難	内→内	
		13時頃	13	倒壊家屋内から救助の要請があり消防団や救護会社へ連絡	内→内	
		14時頃	14	南阿蘇村や山口の救援車両が東無田地区へ到着	内→外	
6月	16日	4時頃	15	最後の救助活動終了。	内→内	
		5時頃	16	東無田神社にておにぎりの炊き出し。	内→内	
		6時頃	17	消防団や役員が住民の安否確認や緊急連絡先の把握	内→内	
		7時頃	18	消防団が避難所の確保のための状況を確認。	内→内	
		8時頃	19	情報の確認所を回り、物資の収集を行う	内→外	
	17日	9時頃	20	集落内に残った消防団員は集落内での交通整備を行う	内→内	
		10時頃	21	駅野小学校へ避難。	内→内	
		11時頃	22	消防団が車を往復させ約 70 人の住民を避難させる	内→内	
		12時頃	23	行政の空襲が集落内に入り瓦礫の撒き	外→内	
		13時頃	24	駅野小学校が自衛隊の炊き出しが行われる	外→内	
7月	18日	14時頃	25	消防団が住民の分の白飯を準備。	内→内	
		15時頃	26	消防団の消火車で瓦砾有りの放逐をして回る	内→内	
		16時頃	27	東無田神社にて白飯が配布	内→内	
		17時頃	28	消防団が朝夕の食事と小学校へ取りに来	内→内	
		18時頃	29	少しだけテントを住民の家の敷地内などに立て始める	内→外	
	19日	19時頃	30	消防団やその家族によって朝夕の立回り	内→外	
		20時頃	31	東無田公民館で 100 食ほどのおにぎりを始め	内→内	
		21時頃	32	炊き出しの際に来た人の名簿をとるようになる	内→内	
		22時頃	33	お宮に住民の物のテントが建ちられる	内→外	
		23時頃	34	お宮にいる道路が交通可能になる	外→内	
8月	20日	0時頃	35	この頃には、即ち現在の住民が集落に戻ってきていた	内→内	
		1時頃	36	駅野小学校での炊事が終わりお弁当の配布に切り替わる	外→内	
		2時頃	37	中午支援組織が立ち上がる	内→内	
		3時頃	38	テントや寝袋などが並ぶようになる	内→外	
		4時頃	39	住民全員の居場所・安否を確認	内→内	
	21日	5時頃	40	小学校などが其場所	内→内	
		6時頃	41	日本財團のギバーソンと出金	外→内	
		7時頃	42	ボランティアと共に農機具の取り出し等を開始	内→外	
		8時頃	43	駅野小学校でのお弁当配布が食券券に切り替わる	内→内	
		9時頃	44	各自でお弁当などを取りに行こうとする	内→内	
9月	22日	10時頃	45	日本財團が在宅避難者世帯の状況・ニーズを調査	内→外	
		11時頃	46	気球プロジェクトのフェイスブックページが立ち上がる	内→外	
		12時頃	47	全道路が交通可燃になる	外→内	
		13時頃	48	最初の晚餐を開始	内→外	
		14時頃	49	日本財團によるフレハーブ小屋の設置	内→外	
	23日	15時頃	50	東無田地区 延慶委員会結成	内→外	
		16時頃	51	サークル会館結成	内→外	
		17時頃	52	第一回気球プロジェクト	内→内	
		18時頃	53	地震後、初の老人会の集まりを行う	内→外	
		19時頃	54	駅野地区での消防団の見回りが終了	外→内	
10月	24日	20時頃	55	東無田復興委員会を中心とした東無田復興熱狂祭りの準備を開始	内→外	
		21時頃	56	小池農田復設住宅へ入居開始	外→内	
		22時頃	57	東無田復興夏祭り・最初の晚餐Ⅱを開催	内→外	
		23時頃	58	播磨佐藤設住宅 入居開始	外→内	
	25日	0時頃	59	消防団と DB で台風対策	内→内	
		1時頃	60	小池農田復設住宅 追加分に入居開始	外→内	
		2時頃	61	東無田復設住宅 入居開始	外→内	
		3時頃				

21日には、大雨により避難指示が出され、全住民が地域外へ避難することとなる。その後、避難所やみなし仮設住宅など、ばらばらになった住民のつながりを維持しようと、住民と外部の人とが協力し、様々なイベント等が実施される。その活動は、8・9月になり、仮設住宅へ入居したあとも継続する。

### 3.2.2 地震発生直後

地震発生直後、2012年九州北部豪雨災害の経験が生かされ、住民の多くは自主的に近隣住民を気遣いながら旧立野小学校へ避難し、役員による素早い安否確認が行われた。豪雨災害を契機につくられた自主防衛組織や避難訓練などが大いに生かされた。誰が誰を連れて逃げる、といったような仕組みが出来上がっていたため、どこの誰がいない、などの情報はすぐさま消防団へ伝わり、救助活動が行われた。旧立野小学校では、豪雨災害対策として備蓄していたパンなどの提供や、住民の自主的な炊き出しが行われた。東無田とは違うかたちで、住民同士のつながりが大きく直後の行動に関わっていると考えられる。

### 3.2.3 住民によるコーヒー店

4月21日の大雨で本田技研へと避難した後、すぐにボランティアによる炊き出しが行われ、コーヒー等の提供も行われていた。しかし、6月20日、衛生面での問題から炊き出しが禁止され、炊き出し等が出来ないボランティアに代わって、コーヒーメーカーなどのコーヒーセットをひとりの住民が受け継ぎ、避難所入り口でコーヒーを振舞うようになった。このコーヒー店はほぼ毎日行われ、避難住民や避難所へ訪れる人の交流の場となつた。当初、コーヒーは無料で振舞われていたが、コーヒー豆等の負担が大きくなり、コーヒーハイとして一杯100円ずつ支払われるようになる。そして、このコーヒーの売り上げを使い、住民が主体となって、避難所でカレーなどを数回振舞うことが出来た。外部で調理をし、ボランティアも加わり、大きな鍋で温かいカレーを振舞った。ボランティアとのつながりによってはじまったコーヒー店は、住民同士のつながりの維持や、住民の行動に大きく関わっていると考えられる。このコーヒー店は仮設住宅へ移動したあとも、仮設住宅内のみんなの家でコーヒーを振舞い続けている。

## 4 考察

### 4.1 復興プロセスにおけるつながりの分類

本稿では、集落の復旧・復興を進めていく人々の行動やイベント等を、a. 地域住民同士のつながりから生まれたもの（内⇒内）、b. 既に、または新たに地域住民と外部の人とのつながりがあり、住民から外部への発信等により生まれたもの（内→外）、c. 外部から住民への発信等により生まれたもの（外→内）の3種類に分類した。（表1、表2）

表2 立野地区の復興プロセス

日	時間	番号	集落の状況・行動など	記号
	21時26分頃		前書き	
14日	その後	1	（新所区）神に大きな被害はなかったが、公民館に消防団や役員の人と集まり、立野地区的住民と員を避難所となっている旧立野小学校へ避難させることに消防団は全身が避難喚起と、避難したかどうかという確認	内⇒内
		2	住民全員が旧立野小学校へ避難。車中泊。	内⇒内
		3	（新所区）区長と副区長で、新所区の出入り口付近で行き来する住民全員でチェック	内⇒内
	5時頃	4	夜が明け始め、住民や役員なども帰宅	内⇒内
15日	9時30分頃	5	（新所区）役員や消防団が20名ほど公民館に集まり、立野地区的被災状況を確かめ。確認が済ればブルーシートをかけたりしながら見回り。瓦が飛んでいる家屋が23軒、石垣の被災が23軒程度。	内⇒内
	12時頃	6	（新所区）駆除した	内⇒内
	1時25分頃		本書き	
		7	（新所区）水力免震のための耐水槽が欠壊し、大量の土砂が住宅敷地を巻き込む	内⇒内
		8	阿蘇大橋が崩落	内⇒内
		9	阿蘇大橋に設置されていた水道管も橋とともに崩落し、耐水状態となる	内⇒内
		10	（新所区）住民は旧立野小学校へ避難。	内⇒内
		11	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから重機を23台乗りこなしながら運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
4月	16日	12	旧立野小学校では、役員が避難住民の名簿作成や安否確認を行う	内⇒内
		13	内閣府は危険とされるほとんどの住民が外出で帰宅	内⇒内
	8時頃から	14	（新所区）立野神社に避難する住民も多数	内⇒内
		15	消防団の一部は、立野病院にて45名の患者の看護者と共に避難させる手伝いをする	内⇒内
	星	16	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	夕	17	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	9時頃	18	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	10時頃	19	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	11時頃	20	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	12時頃	21	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	13時頃	22	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	14時頃	23	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	15時頃	24	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	16時頃	25	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	17時頃	26	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	18時頃	27	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	19時頃	28	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	20時頃	29	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	21時頃	30	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	22時頃	31	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	23時頃	32	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
5月	1日	33	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	2日	34	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	3日	35	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	4日	36	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	5日	37	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	6日	38	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	7日	39	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	8日	40	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	9日	41	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	10日	42	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	11日	43	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	12日	44	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	13日	45	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	14日	46	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	15日	47	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内
	16日	48	（新所区）消防団が詰所に集まり、運搬人などから運搬開通させていた立野地区は主に救助活動に専念。約10名が活動	内⇒内

## 4.2 つながりの分類が果たした役割

各集落における、a (内↔内)、b (内→外)、c (外→内) の数を、前震発生直後の 4/14 と 4/15、本震発生直後の 4/16、その後から約 1 ヶ月後までの期間 (4/17~5/30)、本震発生から 1 ヶ月以上経過した期間 (6/1~9/30) の 4 つの期間で集計し、その結果を表 3、表 4 に示す。

### 4.2.1 前震発生直後から 4 月 16 日までの期間

東無田地区と立野地区の両地区において、前震発生直後から、本震が発生した 4 月 16 日までの期間は、a (内↔内) の割合が b、c の割合に比べて高い。これは、表 1 の 1・5・13・18 番や、表 2 の 1・5・10 番のように、地震発生直後、消防団やその OB・家族・地区の役員等が中心的に活動し、素早い安否確認や支援物資、食料の確保を行ったからであると考えられる。また、地域住民が持ちよった食材を使って炊き出しを行うなど、地域住民同士のつながりが顕著に現れ、そのつながりがあったからこそ、連携の取れた対応や行動が生まれたのではないかと考えられる。

表 3 東無田地区の時系列におけるつながりの種類

	4/14・15	4/16	4/17~5/30	6/1~9/30	計
内↔内	6	15	6	2	29
	66.7%	78.9%	35.3%	12.5%	47.5%
内→外	1	2	8	8	19
	11.1%	10.5%	47.1%	50.0%	32.1%
外→内	2	2	3	6	13
	22.2%	10.5%	17.6%	37.5%	21.3%
計	9	19	17	16	61
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 4 立野地区の時系列におけるつながりの種類

	4/14・15	4/16	4/17~5/30	6/1~9/30	計
内↔内	6	8	6	5	25
	100.0%	88.9%	35.3%	31.3%	41.0%
内→外	0	0	0	3	3
	0%	0%	0%	19%	6.3%
外→内	0	1	11	8	20
	0%	11.1%	64.7%	50.0%	41.7%
計	6	9	17	16	48
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 4.2.2 4 月 17 日以降の期間

東無田地区では、a の割合も高いが、b の割合も高くなっている。これは、表 1 の 33・38・41・42 番などのように、住民が外へ発信することにより、外からの支援が増え、住民以外の人の力も借り、協力することで、復興が進んでいったと考えられる。また、6・7 月となるにつれ、50・51 番のような未来へ向けた前向きな行動が現れ、さらに、57 のような大きなイベントの開催も可能となっていましたと考えられる。

立野地区では、雨による避難などにより、外部からの支援を避難所で受けることが多くなった。そのため c の割合が高いが、a の割合も高い。表 2 の 30・42 番などのように、住民同士のつながりが希薄化しないよう、住民同士の交流を積極的に望む住民が、行動したからであると考えられる。

## 5 総括

研究により明らかになった結果を、以下にまとめます。

地震発生直後では、地域住民内でのつながりが大きく復興プロセスに関わっており、多くの住民が、自分自身以外の住人のことや、どこに誰が住んでいるという集落内の状況を把握していたことなどが、地震発生直後の行動に現れていると考えられる。そして、時間が経つにつれて、外部の人間との連携も現れてくる。地域での夏祭りの開催など、きっかけは住民だが、住民と外部とのつながりがあったからこそ、食事の面での問題点を解決し、実現できたことであると考えられる。また、立野地区のコーヒー店のように、外部からの働きかけではじまったことが、人々のつながりを維持し、新たなつながりを生む機会を創り出した事例もある。

集落の復興プロセスに、人々のつながりは大きく関わっているが、今後はさらに、地域住民同士のつながりが希薄である集落などとも比較しながら、東無田地区や立野地区の復興プロセスを分析する必要があると考える。この点については今後の検討課題としたい。

\*1 熊本県立大学 環境共生学部 学部学生

\*2 熊本県立大学 環境共生学部 准教授・博士（工学）

年度区分	整理番号
平成29年度	2

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	1,950	円	支出年月日	29年 4月 20日
---	-------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	書籍代
-----	-----

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領收証

No. 10

坂本茂雄様 2017年7月15日

金額	1,950,-
----	---------

内 但 井戸川亮介さんの手元に領収書を  
消費税等 上記正に領収いたしました

現 金	原発をなくし自然エネルギーを 推進する高知県民連絡会	高知市本町4丁目1-32-5 電話 088-875-7274	同な原 高く用 和すを
小切手			

H HISAO #778

年度区分	整理番号
平成29年度	3

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 1,080 円	支出年月日 29年 4月 20日
-----------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 ガバナンス 4月号
---------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

領 収 書

平成29年4月20日

坂本茂雄 様

1,080.-

但し ガバナンス 上記の金額正に領収致しました  
429.4月号

新刊書籍誌  
高知市本町1丁目1番46号  
(株) 富士書店  
代表取締役 五郎一郎  
TEL 873-5674  
FAX 872-2114




年度区分	整理番号
平成29年度	4

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	2,800	円	支出年月日	29年 4月 20日
---	-------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	地方財政セミナー資料代
-----	-------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

領 収 証

坂本茂雄

様 No. 11289

★ ¥2,800-

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等( %)

但 地方財政セミナー資料代として (3/6) 取入印紙

2017年 4月 13 日 上記正に領収いたしました



東京都千代田区六番町  
株式会社自治労サービス



コクヨ ウケ-98

年度区分	整理番号
平成29年度	5

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,497	円	支出年月日	29年 4月 25日
---	-------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	日刊「しんぶん赤旗」購読料(4月分)
-----	--------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

領 収 書

坂本 茂雄 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

3,497 円

2017年 4月分

上記の金額をしかにいただきました。  
ありがとうございました。  
高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
Tel.088-822-7744

領  
收  
日  
4/25 投  
者 [REDACTED]

年度区分	整理番号
平成29年度	6

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	58	円	支出年月日	29年 4月 25日
---	----	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	資料室・図書室コピー使用料
-----	---------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

高知県		納入通知書・領収書					
(公)		納付書					
入 者	元780-0806 高知市知寄町 二丁目4-10 サーパス知寄町1404号 坂本 茂雄	様					
年 度	金 計	款 項	目 節	決 議 号	内 記 号		
29	01	14	08	04	01	00003	006
納期限	平成29年4月28日	金額	¥58	円			
発行日	平成29年4月18日	延滞金等	円				
納付目的 用 分)	資料室・図書室コピー使用料（会派等使用3						
県議会事務局							
発行機関	TEL088-823-9533						

1 上記の金額を最寄りの金融機関等（裏面記載）に納付してください。  
 2 納期限までに納付されないときは、延滞金を徴収されることがあります。

歳入徴収者

県議会事務局長

上記の金額を領収しました。

受付印

受 払 済  
29.4.25  
四国銀行  
県庁

年度区分	整理番号
平成29年度	7

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 143,316 円	支出年月日 29年 4月 28日
-------------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 県政かわら版印刷代
---------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

003052

領 収 証

坂本茂雄

○収入印紙

日本政府

200円

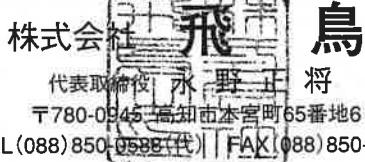
金	1	4	3	3	1	6
---	---	---	---	---	---	---

但シ 県政かわら版 印刷代

現 金	0
小切手	
手 形	
相 殿	

上記の金額有難く領収致しました。

29年 4月 27日



扱  
者  
名

※金額訂正並びに社印及び取扱者名無きものは無効とする

# 坂本 茂雄 県政かわら版

2017年  
新 緑 号  
NO. 54

<坂本茂雄県議会だより>  
■高知市丸ノ内1-2-20  
県議会 県民の会  
TEL 088-823-9936

2月定例会

## 知事は成果にこだわり過ぎず県民参加のプロセス重視で 県産木材供給・利用促進条例制定 県内森林・林業振興も



本会議で質問を行う坂本議員

### 意見書案

## PKO共謀罪創設反対 PKO自衛隊派遣の撤退 自公会派等の反対で否決

県議会2月定例会は、2月21日から3月17日の会期で開かれ、5つの基本政策（経済の活性化・日本一の健康長寿県づくり・教育の充実・南海トラフ地震対策・インフラの充実と有効活用について）と5つの基本政策に横断的に関わる政策（中山間対策・少子化対策と女性の活躍の場の拡大・文化芸術とスポーツの振興について）を推進するための経費などを中心に、2017年度一般会計当初予算案4591億8100万円など執行部提出の63議案を全会一致、または賛成多数で可決しました。

新年度には、新たな管理型最終処分場の整備や県立牧野植物園の磨き上げ、公文書館の整備などにも着手されるこ

会され、5つの基本政策（経済の活性化・日本一の健康長寿県づくり・教育の充実・南海トラフ地震対策・インフラの充実と有効活用について）と5つの基本政策に横断的に関わる政策（中山間対策・少子化対策と女性の活躍の場の拡大・文化芸術とスポーツの振興について）を推進するための経費などを中心に、2017年度一般会計当初予算案4591億8100万円など執行部提出の63議案を全会一致、または賛成多数で可決しました。

また、県産材の経済的価値の向上や森林の次世代への継承などを基本理念とする政策条例として、県内林産業の持続的な発展に向け、県が整備する建築物を「原則木造」とし、積極的に県産材の供給や利用する努力規定を設けた議員提出の「県産木材供給・利用促進条例」議案を全会一致で可決しました。

さらに、議員提出議案では、本県の経済・財政状況を考慮し、今年度も議員報酬などを引き続き月額3万～1万円減額する特例条例議案も全会一致で可決しました。

「南スーパーPKOに派遣されている自衛隊の撤退を求める意見書」でも、賛成は残念ながら共産党と県民の会にとどまり少数否決となりました。

### 坂本議員は総務委員会に所属

今年度、坂本議員は総務委員会の所属となりました。県民の会所属議員の常任委員会は次のとおりです。

#### ■総務委員会

坂本茂雄、前田強

#### ■危機管理文化厚生委員会

上田周五、石井孝

#### ■商工農林水産委員会

中内桂郎、大野辰哉

#### ■産業振興土木委員会

高橋徹、橋本敏男

#### ■議会運営委員会

橋本敏男（副委員長）

石井孝

## 一般質問（一問一答方式）

一般質問には、一括質問方式と一問一答方式によるものがありますが、今回の坂本議員の質問は、一問一答方式によって行われました。

会派の持ち時間を分配して行う中で、最も多くの時間を頂きましたが、答弁時間も含めて40分間であり、自民党改憲草案にある緊急事態条項に関する質問は、その多くが時間足らずのため省略となりましたので、最後に質問項目だけ付記しておきます。

その他の質問でも、再質問で追及させて頂いた県立高校への防災関連科の創設について、前向きの答弁を引き出せなかつたことに対し、坂本議員は、次のようにホームページで指摘しています。

「知事及び教育長の答弁は、兵庫や宮城で災害リスクと向き合い、生きること、命を守ることなどを学んでいる生徒たちに対して、防災教育と向き合う本県のトップブリーダーの姿勢としては首を傾げてしまう。防災関連の科では、一般教養を身につけられないのか、いつになつたら段階に至るというのか。早ければ早いほど、災害と向き合い、命を守り、助け合うことを我が事として身につける人財が社会に地域に育つことが、多くの県民にその意識が拡がっていくのではないかと考えられないものか」



地域と小学校が連携して取り組んだ避難所生活体験の様子

### 地域防災と防災教育の連携強化を

【坂本議員】地域の防災訓練への児童の参加を促すことと、学校での訓練に地域の方の参加を促す工夫とシステム化を図ることが求められており、今まで以上に具体化することについて聞く。

【教育長】各学校に対して、参観日などの機会を捉えた防災に関する講演会や避難訓練の実施、児童生徒の地域で防災訓練の参加など、日ごろから保護者や地域との連携に努めるよう指導している。学校が実施する防災参観日

### 県立高校への防災関連科の創設を

【坂本議員】近い将来に向けて、必ず向き合わなければならない本県にこそ、防災関連科の県立高校への創設が求められている。

本県では、全国に先駆けて、被災する前に、災害リスク、被災地、被災者に学び、失う命を少なくしていくための学びの場として、県立高校に防災関連の科の創設が求められていると考えるが聞く。

# 南海トラフ地震に備える人づくりとバリアフリーアクセスの加速化を

や防災キャンプに保護者や地域の方々が参加したり、地域の避難訓練に児童生徒と保護者、教職員が参加することも増えてきた。このような学校、家庭、地域が連携した取り組みを周知し、進

めていくことが20代から40代の方々も含め、より多くの地域の方々の参加を促すことにつながるものと考えている。

【教育長】これまで以上に、地域との連携が当たり前のようにできる

システム化を図る決意について聞く。

【教育長】指導もしているし、地域と連携をするための事業も構えているので、それを活用して頂くなど、取り組みを周知していく。

【知事】高校の段階では、しっかりと一般教養を身につけさせる方向で行き、その上で一定の段階で専門教育として、防災教育を施していくというのが、望ましいのではないかと思われる。

そういう中で、防災関連のみという形に絞るのは、やや絞り過ぎではないかと考える。高校の段階で防災関連科を創設することは、1つの見識ではあるが、高知の現状からいければ、まだそういう段階には至っていないのではないかと思う。

【坂本議員】2013年10月には、県議会として南海地震対策再検討特別委員会から、最終報告で、高等学校における防災科の設置を検討する必要があると申し入れてあるので、そのことも含めて、今後で検討いただきたい。

## 津波避難対策等加速化 臨時交付金の継続を

**【坂本議員】**今後も、地域における津波避難対策の実効性の確保の取り組みを進めることで、新たな避難路の確保や避難場所の必要性が生じることも想定されるだけに、緊急防災・減災事業の市町村負担分に充てる津波避難対



- (↑) 舞子高校に関する著書や環境防災科の生徒の記録集など  
(→) いざという時、被災地へのボランティア支援に向かうための装備が保管されている



策等加速化臨時交付金の措置を継続する考えはないか聞く。

**【危機管理部長】**津波避難空間の整備は市町村においておおむね完成し、交付金の目的は達成されたことから、この制度をそのまま継続することは現段階では考えていない。

現地点検の結果、新たな避難路、避難場所の整備が必要となる場合は、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく、財政上の特例措置や緊急防災・減災事業債といった有利な国の制度を活用していただきたい。

これから、津波避難計画の検証をするので、新たな問題が出てきたら、それにどう支援していくか、具体的にどういう対策をしなければいけないかを見きわめて考えるべき。

## 長期浸水対策と広域避難の検討について

**【坂本議員】**避難所の確保と運営体制の充実の課題として、広域避難の検討があるが、平成25年に始まったこの取り組みのスピード感に若干の疑問を感じる。広域避難が必要と感じている地域住民が、いつまでも不安を抱えず過ごすことができる取り組みの加速化について聞く。

**【危機管理部長】**避難所の確保に力を入れてきた結果、収容人数は当初約18万人から平成27年度の時点まで約21万人

## パリアフリーサービスセンターの設置について

**【坂本議員】**パリアフリーツアーセンターの本気度を問う意味でも、問

分にまで拡大し、不足分は約7万人から4万人まで減少。今年度末には全ての市町村において、応急期機能配置計画が策定されるので、改めて避難所と

して活用できる施設の整理ができる。

来年度は、高幡圏域をモデルとして、受け入れ避難所の選定、避難者の移送手段のマニュアル化、避難所の運営方法など、広域避難に関する具体的な検討を進めていく。

安芸、中央、幡多の3圏域においては、平成30年度には高幡圏域と同様に具体的な検討に入れるよう、来年度中に受け入れ避難所の洗い出しや避難者の移送手段の確保などについて検討するといったスケジュールで取り組む。

**【坂本議員】**広域避難に備えて、地域間交流を行う地域や集落、自治体間の取り組みについて、支援する仕組みを構築することができないのか聞く。

**【危機管理部長】**それぞれの圏域内で避難が完結できるように進めている。今後、検討が進み、仮に圏域内でどこの地域の方が他の市町村との避難所に行くのかが市町村間で決まれば、地域間交流の取り組みを県として応援していく。

**【坂本議員】**公的施設の基本設計、詳細設計、工事段階で意見反映ができる組織として、障害種別ごとの当事者の代表も構成者とする「パリアフリー・モニター会議」を機能化し、再開すべきと考えるが聞く。

**【地域福祉部長】**公的施設の建築の際に、障害のある人、当事者の皆さんからご意見を聞く手法として、パリアフリー・モニター会議の再開がいいのか、その建物を所管するところが主体的に当事者の方に集まっていたとき、お話ををお聞かせいただく方法がいいのか、常時アドバイザー的に名簿をつくり、それぞれの建物を所管するところが助言をいただく方法がいいのかなどを

い合わせや観光施設、宿泊施設のパリアフリー化への助言などができる機能を持つたパリアフリーツアーセンターを、高知にこそ設置すべきではないか聞く。

**【観光振興部長】**来年度、県版のパリアフリー評価ツールを作成して、事業者の自己点検を促すことで、パリアフリーリースムへの理解を深めたい。

あわせて、この自己点検を通じて、センターアの活用に必要となる各施設のパリア情報、パリアフリー情報の収集や蓄積の準備にもつなげたい。

パリアフリーツアーセンターの開設、機能の付加については、膨大な情報収集などが必要となるので、段階的に進めたい」と答えた。

テム化し、機能的な形で動かすことも含めて検討していきたい。



自民党改憲草案における緊急事態条項について

**【坂本議員】**自民党改憲草案98条1項に「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震などによる大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」とある。

緊急事態要件を憲法に限定的に定めず、法律で定めようとしていることにこそ、緊急事態の適用を容易に拡大し、不当な目的での行使を可能とする危険性があると思うがどうか。

**【知事】**自民党の改憲草案について、賛成部分もあるし、こういう点を改善したらいいのではないかと思う点もある。

緊急事態条項について、緊急事態に備えるしつかりとした法制があることには極めて大事だが、それは明確に立憲主義のもとになければならないと思う。どういうものが緊急事態かという点は、できる限り限定列挙すべきだと思つてゐる。

**【坂本議員】**パラリンピック選手団チームの事前合宿の誘致を契機に、宿泊施設や移動サービスのバリアフリーア化の拡充を図るべきだと考へるが聞く。

**【知事】**宿泊施設や移動サービスのバリアフリー化は、確かに急がれる課題だと思う。

## 動物愛護教室について

**【坂本議員】**動物愛護教室の見学を来年度は実行する決意があるか。

ハード整備していくための財源の確保のための努力とともに、ソフトの情報を探しつかり収集し、蓄積していく。それにより、宿泊施設そして移動サービスのバリアフリー化、使っていただきような仕組みづくりを進めていきたい。

**【知事】**今年度、どうしても見学できなくて申しわけなかったが、来年度は、必ず見学させていただきたい。

## 自民党改憲草案における緊急事態条項について

## 自民党改憲草案における緊急事態条項について

昨年4月14日、そして約28時間後の16日と連続して、熊本県熊本地方を震源とするM6.5及び7・3の地震が発生し、熊本県益城町を中心に震度7の揺れに見舞われた熊本・大分大地震から1年が立ちました。

一連の地震による死者は225人（震災関連死170人を含む）、負傷者2727人にのぼり、住宅被害は、全壊した住宅8424棟を含む19万棟超にのぼりました。

一年経つても避難生活を仮設住宅で送る被災者が4・7万人にのぼる中、これまでの震災の教訓が生かされず繰り返しているような孤独死の課題なども明らかになっています。

発災当時、菅官房長官は、憲法への緊急事態条項創設に言及し、その発言に便乗した改憲論者は「災害便乗型改憲」論を開きました。

知事が、2年前の衆議院憲法審査会高知地方公聴会において、緊急事態条項の規定の検討を求める意見陳述されて以降、坂本議員は災害をダシにした改憲議論にくみするのではなく、本来災害対策として事前に備えることなどを求め続けてきました。

緊急事態条項とは、戦争・内乱・恐怖ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもつてしては対処できない。

# 緊急事態条項は憲法に必要ない

い非常事態において、国家権力が、国家の存立を維持するために、人権の保障と権力分立という立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとるものであり、平常時と異なる行政権への権力の集中及び人権の強度の制約を容認するものです。

坂本議員は、この2年間質問のたびに、自民党の改憲草案に盛り込まれている緊急事態条項の問題点を質し続けてきました。

この問題に詳しく、著書も多い日本弁護士連合会災害復興支援委員会前委員長の永井幸寿弁護士は「災害」には泥縄条項、立憲主義には独裁条項」であると批判し続けておられます。

ここには、予定していた質問のうち、時間不足で省略した通告質問項目を掲載しておきます。

■緊急事態宣言の期間に制限が設けられないことについて

■国会開会中でも、内閣が国会の法律にかかる政令を制定できることについて

■第99条2項の「事後に国会の承認を得なければならぬことと承認が得られない場合について

■基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならないことについて

年度区分	整理番号
平成29年度	8

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金	93,464 円	支出年月日	29年 5月 1日
---	----------	-------	-----------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	県政報告郵送料
-----	---------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

### 領 収 書

第 377712-21 号

おなまえ	坂本茂雄 様	<領収内訳>
		現金 93,464 円
受領 金額	百万 7 9 3 千 4 6 4 円	小切手 円
	[内消費税額 円]	切手 円
		証紙 円

\* 金額欄を訂正しているものは無効です

#### <業務委託元等>

- 株式会社ゆうちょ銀行
- 株式会社かんぽ生命保険
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

		お取引の内容									
郵 便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納	13,464	(@ 56 円) × 1869	(枚・個・通・件)							
	[別納] 計器預納金 受取人払 着払 その他( )		(@ _____ 円) × _____	(枚・個・通・件)							
			(@ _____ 円) × _____	(枚・個・通・件)							
			(@ _____ 円) × _____	(枚・個・通・件)							
貯 金											
保 険	2回目以降の保険料の払込み		保険証券(書)の記号番号								
							年 月期から	年 月期まで	年 か月分		
							年 月期から	年 月期まで	年 か月分		
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他( )						年 月期から	年 月期まで	年 か月分		

上記の金額を、確かに領収いたしました。

取扱郵便局

高知東

郵便局

29年 4月 28日

電話番号

088-878-4881



日本郵便株式会社

(所在地：東京都千代田区霞が関1-3-2)

受領者氏名

\* 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 377712-21 号

年度区分	整理番号
平成29年度	9

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金	7,080 円	支出年月日	29年 5月 1日
(1)調査研究費 (2)研修費 (3)広報広聴費 (4)要請陳情等活動費 (5)会議費 (6)資料作成費 (7)資料購入費 (8)事務所費 (9)事務費 (10)人件費			
内 容	日本災害復興学会2017年度年会費(振込手数料含む)		

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

### ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
29-05-01	64217	A93190009
取扱店	コウチケンショウナイ	
払込口座	00960-0	121472
払込金額	*7,000	料金 *80
		<b>振替受付票</b> 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
入金額	*10,100	
おつり	*3,020	
はじめての投資信託はゆうちょで！		

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

日本災害復興学会2017年度年会費 7,000 円

振込手数料 80 円

合計 7,080 円

年度区分	整理番号
平成29年度	10

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	1,200	円	支出年月日	29年5月16日
---	-------	---	-------	----------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	書籍代
-----	-----

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

# 領 収 証

平成29年5月7日

坂本茂雄 様

		¥	1	2	0	0
--	--	---	---	---	---	---

但し 書籍「子ども食堂をつくろう！」代金として

広がれ、こども食堂の輪！全国ツアーin高知実行委員会



社会福祉法人高知県社会福祉協議会

〒780-8567 高知市朝倉戸 375-1 県立ふくし交流プラザ内

年度区分	整理番号
平成29年度	11

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 2,052 円	支出年月日 29年 5月 16日
-----------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 書籍代
---------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

平成29年5月16日

坂本茂雄 様

2,052,-

但し

上記の金額正に領収致しました

「データブック格差で読む日本  
経済」



年度区分	整理番号
平成29年度	12

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	1,080	円	支出年月日	29年5月17日
---	-------	---	-------	----------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	ガバナンス 5月号
-----	-----------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

平成29年5月17日

坂本 茂雄 様

¥ 1,080,-

但し ガバナンス 上記の金額正に領収致しました  
5月号

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目山香46号  
(株) 富士書房  
代表取締役 五郎  
TEL 873-5577  
FAX 872-2114

年度区分	整理番号
平成29年度	13

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 272 円	支出年月日 29年 5月 24日
---------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会賛費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 資料室・図書室コピー使用料
-------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

高知県 ⑥	納入通知書・領収書 納付書																																																								
入 納 者 元780-0806 高知市知寄町 二丁目4-10 サーパス知寄町Ⅰ404号 坂本 茂雄	様																																																								
<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>会 計</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>決議番号</th> <th>内訳番号</th> </tr> <tr> <td>29</td> <td>01</td> <td>14</td> <td>08</td> <td>04</td> <td>01</td> <td>00009</td> <td>004</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>平成29年5月31日</td> <td>金額</td> <td colspan="5">¥272 円</td> </tr> <tr> <td>発行日</td> <td>平成29年5月22日</td> <td>合計</td> <td colspan="5">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資料室・図書室コピー使用料（会派等使用4 納付目的月分）</td> <td colspan="6">資料室・図書室コピー使用料（会派等使用4 納付目的月分）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県議会事務局</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">発行機関 TEL088-823-9533</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table>		年 度	会 計	款	項	目	節	決議番号	内訳番号	29	01	14	08	04	01	00009	004	納期限	平成29年5月31日	金額	¥272 円					発行日	平成29年5月22日	合計	円					資料室・図書室コピー使用料（会派等使用4 納付目的月分）		資料室・図書室コピー使用料（会派等使用4 納付目的月分）						県議会事務局								発行機関 TEL088-823-9533							
年 度	会 計	款	項	目	節	決議番号	内訳番号																																																		
29	01	14	08	04	01	00009	004																																																		
納期限	平成29年5月31日	金額	¥272 円																																																						
発行日	平成29年5月22日	合計	円																																																						
資料室・図書室コピー使用料（会派等使用4 納付目的月分）		資料室・図書室コピー使用料（会派等使用4 納付目的月分）																																																							
県議会事務局																																																									
発行機関 TEL088-823-9533																																																									
<p>1 上記の金額を最寄りの金融機関等（裏面記載）に納付してください。      2 納期限までに納付されないときは、延滞金を徴収されることがあります。</p> <p>歳入徴収者 県議会事務局長</p> <p>上記の金額を領収しました。</p>																																																									
 																																																									

年度区分	整理番号
平成29年度	14

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 2,074 円	支出年月日 29年 5月 26 日
-----------	-------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会賛費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 書籍代
---------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

坂本茂雄 様

平成29年5月26日

但し

上記の金額正に領収致しました

家庭教育は誰のもの? 562円

偽りの経済政策 886円

共謀罪の何が問題か 626円

新刊書籍雑誌  
高知市本町1丁目1番46号  
(株) 富士出版  
代表取締役 一郎  
TEL 080-3333-0000  
FAX 080-3333-0000



年度区分	整理番号
平成29年度	15

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,497	円	支出年月日	29年 5月 29日
---	-------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会賛費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	日刊「しんぶん赤旗」購読料(5月分)
-----	--------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

坂本 茂雄 様

領 収 書

3,497 円

新聞・雑誌名 部数 金額  
日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497

2017年 5月分

上記の金額をしかにいただきました。  
ありがとうございました。  
高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」  
高知出張所  
Tel.088-822-7744

領 収 日 5 / 29 投 稲 [REDACTED]

年度区分	整理番号
平成29年度	16

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	2,376	円	支出年月日	29年 6月 7日
---	-------	---	-------	-----------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	書籍代
-----	-----

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

領 収 書

平成29年6月7日

坂本 茂雄 様

2,376,-

但し「満蒙開拓団」上記の金額正に領收取致しました

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番46号  
(株) 富士書房  
代表取締役 五藤栄一郎  
TEL 873-3517  
FAX 872-2141

年度区分	整理番号
平成29年度	17

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 1,080 円	支出年月日 29年 6月 20 日
-----------	-------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 ガバナンス 6月号
---------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

平成29年6月20日

坂本茂雄様

1,080,-

但し ガバナンス 上記の金額正に領收取しました  
6月号

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番16号  
(株) 富士書店  
代表取締役 五藤栄一郎  
TEL 873-3577  
FAX 872-2444

年度区分	整理番号
平成29年度	18

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 3,497 円	支出年月日 29年 6月 27日
-----------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 日刊「しんぶん赤旗」購読料(6月分)
------------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

坂本 茂雄 様 領 収 書

新聞・雑誌名	部数	金額	3,497 円
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	2017年 6月分

上記の金額を確かにいただきました。  
ありがとうございました。  
高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
TEL088-822-7744

領 収 日 6 / 27 振 著

年度区分	整理番号
平成29年度	19

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 1,080 円	支出年月日 29年 7月 18日
-----------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 ガバナンス 7月号
---------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

平成29年7月18日

坂本 茂雄 様

1080.-

但し ガバナンス 上記の金額正に領収致しました  
7月号

新刊書籍誌  
高知市本町16号  
(株) 富士書店  
代表取締役 五郎  
TEL 873-3777  
FAX 872-2444

年度区分	整理番号
平成29年度	20

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 3,497 円	支出年月日 29年 7月 24日
-----------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 日刊「しんぶん赤旗」購読料(7月分) :
--------------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

坂本 茂雄 様 領 収 書

新聞・雑誌名	部数	金額	3,497 円
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	2017年 7月分

上記の金額をしかにいただきました。

ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
Tel.088-822-7744

領  
収  
日 7/24 扱  
者 [REDACTED]

年度区分	整理番号
平成29年度	21

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	2,000	円	支出年月日	29年 8月 15日
---	-------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	第57回 四国地区人権教育夏期講座 参加資料代
-----	-------------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

第57回 四国地区人権教育夏期講座  
領 収 証

¥ 2,000円也

但し 参加資料代

2017年8月4日(金)

一般  
社団法人 高知県人権教育研究協議  
代表理事 戸

領収証に宛名がないが 坂本茂雄支払いである

2017

## 第57回四国地区

人権教育  
夏期講座

  
 HUMAN RIGHTS  
 EDUCATION  
 SUMMER COURSE  
 2017

## Time Schedule

09:00	受付
10:00	開会行事
10:20	第一講座 (世古口静香さん)
12:20	休憩
13:40	第二講座 (腰塚勇人さん)
15:40	閉会行事

参加資料代 2,000円(学生無料)

2017年 8月4日 金

高知市文化プラザ かるぽーと 大ホール  
高知市九反田2-1 TEL088-883-5015

## 講師



## ●第一講座

「つながることで、  
見えてきたもの」

せこぐち しづか たまき ときだ  
世古口 静香さん／三重県玉城町立外城田小学校

2003年より三重県にて小学校教諭として勤務。2013年度、大阪教育大学に1年間内地留学し、森 実先生のもとで人権について研修・実践を行った。松阪市立西中学校の卒業生が立ち上げた「いちばん星」に所属し、県内各地で人権コンサートを行っている。「人とつながる」「人をつなげる」ことを大切にし、そうした自分の経験を中心に講演活動も行っている。

## ▶講演に向けて(事務局より)

全人教広報誌「あい」(2016年10月号)に「わたしのこと なんで産んだん?」と題して、「豊かな人権教育の創造」実践交流会での報告内容が掲載されています。きびしい環境にある子どもの「ありのまま」をしっかりと受け止めながら、背景にある親の姿や家庭にまで踏み込んでいくその営みを「家庭訪問を軸として、私自身がAやAの母親とつながりを持ち続け、さらにはそのつながりを太くしていく」と綴られています。同和教育や人権教育が大切にしてきた、いつの時代も変わらない普遍的な原則を、世古口先生の実践を通してともに学びあいましょう。

## 講師



## ●第二講座

「命の授業～今の幸せに  
気づくことから夢はひろがる～」

こしづか はやと  
腰塚 勇人さん／『命の授業』講演家

1965年、神奈川県生まれ。元・体育教師・養護教員。スキーでの大事故をきっかけに、全身マヒの体に。その後、懸命のリハビリにより社会復帰できるまでに回復し、事故をきっかけに人生も人生観も大きく変化。2010年3月には教職を辞し、現在は「命の授業」の講演を通して命の大切さを訴えている。2010年7月にはフジテレビ系「奇跡体験アンビリバボー」にも出演。

## ▶メッセージ

あまりの絶望に私の心は深く沈みました。そんな私を救ってくれたのは、妻や両親、同僚の先生や生徒、病院のお医者さんや看護師さん、そして周りの人達でした。そうした人達の心援と励ましを受けて、私の心も再び動き始めました。

現在は教員を卒業し、命の大切さ、生きていることの素晴らしさ・両親・家族・仲間の大切さなど、普段の生活の中で当たり前に感じ、忘れかけている大切な幸せについて、また、皆様が誰かを照らす存在であることを、講演や著書を通じてお伝えしていくと願っています。

- ◆「命の授業」腰塚勇人オフィシャルサイト <http://www.inochi-jyugyo.com/>
- ◆「命の授業」ブログ <http://ameblo.jp/inochi-jyugyo/>

# | 第2回 | 人権問題課題別研修会

日時 2017年2月13日(月) 15:30~17:00

場所 高知県教育センター分館 大講義室 〒780-8031  
高知市大原町132

演題 「子育ち支縁～高知の現場から」

講師 つかじ かずひさ  
塙地 和久さん (高知新聞社)

駐車場あり

参加無料

事前申込み不要



1968年、高知県須崎市生まれ。92年、高知新聞社入社。96年、「文字をつかむ～ルポ 高知の識字学級」で部落差別問題の取材をスタート。以来、障がい者差別、ハンセン病回復者差別、子どもの人権なども含め人権問題、人権教育をテーマに執筆を続けている。2014年から編集委員。不定期で「子育ち支縁」を連載中。

## | 第2回 | 人権のつどい

昨年度から開催しています「人権のつどい」を2017年度も定期総会の後に開催し、多くのみなさまとともに人権が大切にされて「当たり前」の社会を築くためにつながっていきたいと考えます。ご案内はまたあらためて各市町村人教、関係団体等に送らせていただきますので、多くのみなさまのご参加をよろしくお願ひいたします。

日時 2017年5月12日(金)  
18:00頃～(予定)

場所 高知会館 白鳳の間  
(高知市本町5丁目6-42)

## | 第59回 | 高知県人権教育研究大会

テーマ 差別の現実から深く学び、生活を高め、  
未来を保障する教育を確立しよう

～同和問題をはじめあらゆる人権問題を解決し、人権文化の創造を  
はかるために、人権教育・人権啓発を充実・発展させていこう～

参加資料代  
1,500円

日時 2017年10月7日(土)  
9:30～16:30

場所 県立伊野商業高等学校  
(高知県吾川郡いの町332-1)

※開催が近付いてまいりましたら正式な案内要項やホームページなどでお知らせいたします。

お問い合わせ

一般社団法人 高知県人権教育研究協議会事務局

〒780-8031 高知市大原町132番地 県教育センター分館2F  
TEL(088)834-2460 FAX(088)834-2461  
E-Mail k-kenjinkyo@shirt.ocn.ne.jp



年度区分	整理番号
平成29年度	22

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	1,080	円	支出年月日	29年 8月 22日
---	-------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	ガバナンス 8月号
-----	-----------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

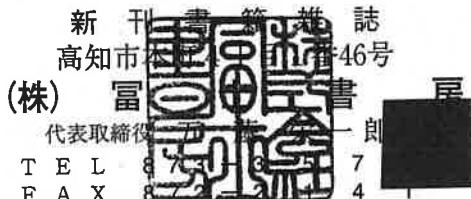
領 収 書

平成29年 8月22日

坂本茂雄様

¥1080.-

但し ガバナンス 上記の金額正に領収致しました  
8月号



年度区分	整理番号
平成29年度	23

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 98,806 円 支出年月日 29年 8月 22日

①調査研究費 ②研修費 ③広報広聴費 ④要請陳情等活動費 ⑤会議費 ⑥資料作成費 ⑦資料購入費 ⑧事務所費 ⑨事務費 ⑩人件費

内 容 旅費 8/8~8/10 宮城県気仙沼市・石巻市・名取市・仙台市

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

## 政務活動記録簿兼旅費計算書

別紙

議員名 坂本 茂雄



調査期間	平成29年8月8日～8月10日			
調査先等	東日本大震災被災地教育機関及び他地区復興状況 (気仙沼市立気仙沼小学校・石巻市立鹿妻小学校他)			
場 所	宮城県気仙沼市・石巻市・名取市・仙台市			
活動内容等	別紙のとおり			
活動に要した 経 費	利用区間	自家用車 (29円/km)	鉄道賃等	航空賃
	自宅～高知龍馬空港 (往復)	- km	バス 670×2	1,340
	高知龍馬空港～羽田空港	- km		16,090
	羽田空港～浜松町	- km	モノレール 490	490
	浜松町～気仙沼	- km	JR 13,890	13,890
	気仙沼～石巻～名取	- km	JR 2,590+970	3,560
	仙台空港～伊丹空港 ～高知龍馬空港	- km		42,500
	走行距離合計	0 km 0		0
	宿泊料(8/8)	7,536 円 × 1 泊		7,536
	宿泊料(8/9)	6,600 円 × 1 泊		6,600
	宿泊諸費	3,400 円 × 2 日		6,800
	その他		円	0
			円	0
	合 計			98,806
備 考	現地での各調査地・宿泊所等への移動については他の車に同乗の為計上しない。			

※活動内容等について、スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

※記載する必要がある場合(県外へ出張した場合又は県内で宿泊した場合)

※領収書等は裏面に貼付すること。

# 領 収 証

平成29年8月22日

坂本 茂雄

様

下記の通り正に領収致しました。

¥ 93,330-

但し

8/8～10 旅費として

現 金	一 円
旅行券	
振 込	



社印・取扱者印なきもの及び複写でないものは無効とす。

## 領収証内訳

内容	金額 (円)
高知龍馬空港～羽田空港	16,090
仙台空港～伊丹空港～高知龍馬空港	42,500
東京モノレール 羽田～浜松町	490
JR乗車券 8/8 浜松町～気仙沼	8,210
JR特急券 8/8 東京～一ノ関	5,680
JR乗車券 8/9 気仙沼～石巻	2,590
JR乗車券 8/10 石巻～名取	970
宿泊料 8/8 8,400円(朝食代 864円)	8,400
宿泊料 8/9 8,100円(朝食代 1,500)	8,100
旅行傷害保険費用	300
合計	93,330

## 8月8～10日「あらゆる場面で、生きるために防災教育を」

8日から10日の間、昭和小学校の先生方と、東日本大震災の被災地における教育現場と子どもたちの様子を学ぶために、気仙沼、石巻、名取市を訪ねてきました。

気仙沼市では、気仙沼小学校で被災直後のこと、その中で生徒たちの自主的な取り組みと対策など、さらにはそのことを通じて感じた大変さなどについて丁寧にお話しいただきました。



特に、気仙沼小は、南気仙沼小の生徒たちを受け入れ、気仙沼小の中に2つの学校がある形で運営をされたこと、避難生活の中で、ボランティアクラブが取り組んだことやファイト新聞の発行等参考

になる取り組みなど多くの学びがありました。

また、元気仙沼市危機管理監の佐藤さんに気仙沼市内の復興状況や高台避難で大きな犠牲を出された杉ノ下地区等ご案内頂き、指摘頂いた課題については、高知での減災や災害復興のあり方や避難場所としてのビルや高台などの課題は、高知でも多くの参考になることばかりでした。



石巻市では、鹿妻小学校において、青山教頭先生から、被災時の様子として当時在籍されていた女川小学校での課題や昨年4月から教頭先生となられた鹿妻小学校における災害復興教育としての復興マップ作りプログラムや復興・防災マップ作りの実践等について、聞き取らせて頂きました。

さらには、昨年11月22日、石巻地方を最大震度4の地震が襲った際に、実際の子供たちの避難行動を振り返っての課題等についてもお話しいただきました。

また、2年前からお世話になっている方のご案内で、日和山から見下ろせる石巻市市街地の今の状況、被災直後のこと等についてお話しいただいた後、門脇小学校をはじめとした門脇地区や湊地区をご案内いただきました。

2年前にご案内頂いた時の今野さんの想いであるサッカー場が湊第二小学校のグラウンドにできており、その想いの強さに感心させられました。

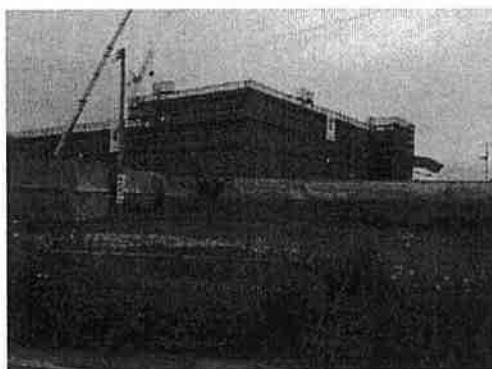
子どもを中心に、復興のまちづくりをされようとしている湊地区の課題も高知に共通するものがあろうかと思います。

最後の訪問地である名取市では、閑上中学校の八森教頭先生から、当時の被災状況やその後の防災教育、さらには閑上小、閑上中を小中一貫校の閑上義務教育学校として、来年四月にスタートさ

せる準備段階の課題などについてお話を頂きました。

そして、閑上地区の現状については、これまでも大変お世話になっている閑上震災を伝える会代表の格井さんから、閑上地区での被災状況そして今の復興状況等についてお話を聞かせていただき、2年前の時よりも新たな課題なども報告いただきました。

この三日間、防災・減災・教育をキーワードにつながらせていただいた方々に、大変お世話になり、①発災直後の教育現場の課題、子どもたちの主体性と力強さ。②学校現場が避難所となった場合の地域との関係性を築くための事前・日頃からの連携の必要性。③学校再開のための重要性。④事前の防災教育の重要性。⑤地域における災害直後の命を守り、つなぐための事前の備えの重要性。⑥その備えの住民の主体性と行政との連携の重要性。⑦復興における、まちづくりの難しさを克服するために、事前に取り組むことの大しさ。などについて学ばせて頂きました。



年度区分	整理番号
平成29年度	24

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,497	円	支出年月日	29年 8月 29日
---	-------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	日刊「しんぶん赤旗」購読料(8月分)
-----	--------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

坂本 茂雄 様 領 収 書

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497 円
		2017年 8月分

上記の金額をしかにいただきました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
Tel.088-822-7744

領收日 8/29 扱者 [REDACTED]

年度区分	整理番号
平成29年度	25

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 75,650 円 支出年月日 29年 9月 4日

①調査研究費 2研修費 3広報広聴費 4要請陳情等活動費 5会議費 6資料作成費 7資料購入費 8事務所費 9事務費 10人件費

内 容 旅費 8/28~8/30 熊本県熊本市

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

## 政務活動記録簿兼旅費計算書

別紙

議員名 坂本 茂雄

(印)

調査期間	平成29年8月28日～8月30日				
調査先等	第33回 日本住宅会議サマーセミナー 熊本地震の被害と復興(熊本県立大学等)				
場 所	熊本県熊本市				
活動内容等	別紙のとおり				
活動に要した 経 費	利用区間	自家用車 (29円/km)	鉄道賃等	航空賃	金額(円)
	高知～熊本(往復)	km -	JR 41,910		41,910
	熊本駅～県立大学前 ～水道町【宿泊】	km -	バス 400+330		730
	水道町～県立大学前 ～熊本駅	km -	バス 480+330		810
		km -			
	走行距離合計	0 km 0			0
	宿泊料(8/28・29)	5,300 円 × 2 泊			10,600
	宿泊諸費	3,400 円 × 2 泊			6,800
	その他	セミナー参加費	8,500 円		8,500
		セミナー書籍購入費	6,300 円		6,300
			円		0
	合 計				75,650
備 考	自宅～高知駅の旅費は計上しない。宿泊料は素泊まり料金である。 セミナー参加費の領収金額9,000円のうち 5,000円(全日程参加費)+3,500円(見学会参加費)=8,500円を計上する				

※活動内容等について、スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

※記載する必要がある場合(県外へ出張した場合又は県内で宿泊した場合)

※領収書等は裏面に貼付すること。

# 領 収 書

坂本 茂雄 様

平成 19 年 8 月 31 日

下記の通り正に領収致しました。

金額		千	百	十	円
		一	四	一	〇

但し 8/28～30 高知～熊本 JR 往復往復

(高知県知事登録国内旅行業第3-89号)

高知県庁消費生活協同組合

代表理事 山下久人

県庁生協トラベルセンター

高知市丸の内1丁目2番20号

生活協同組合法により組合員との印紙税は免除されます。 TEL (088) 822-0662

扱者印

# 領 収 書

坂本 茂雄 様

2017年8月28日

金 9000—円

但 第33回日本住宅会議サマーセミナー参加費  
上記、正に領収いたしました。

日本住宅会議理事長 塩崎貴明

大阪府茨木市岩倉町 2-150

立命館大学政策科学部 塩崎研究室



領收証 坂本 茂雄 様

¥ 6300 —

但 日本住宅会議 2017.08.28～30 サマーセミナー書籍購入費  
平成 29 年 8 月 30 日 上記正に領収しました

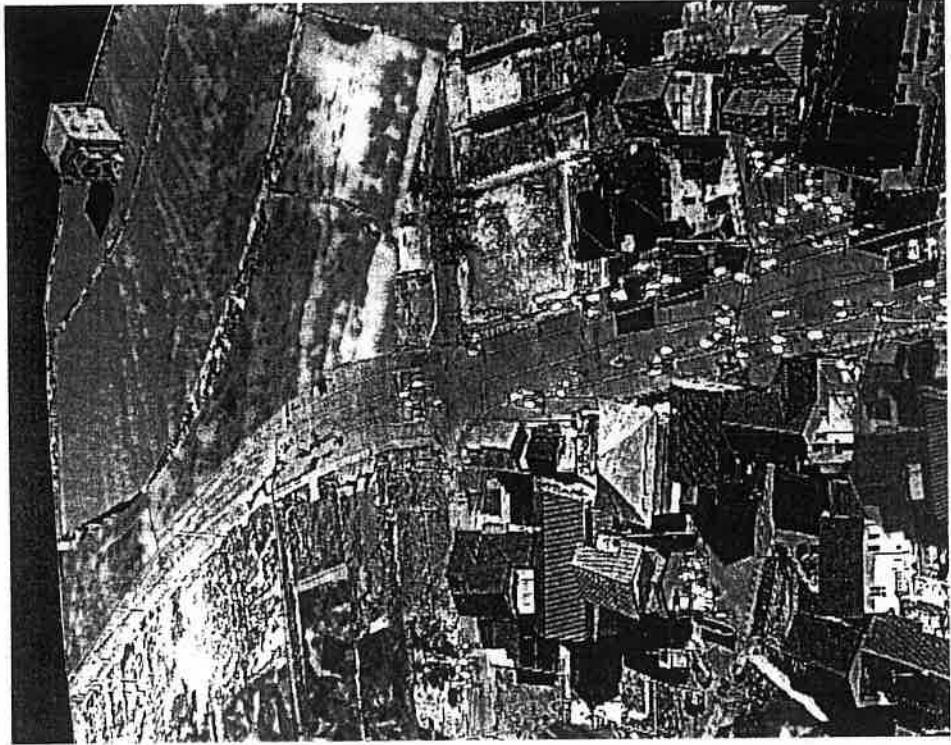
日本住宅会議



# 東日本大震災 災復興、 まいと生活の 住まい

住宅白書2011-2013

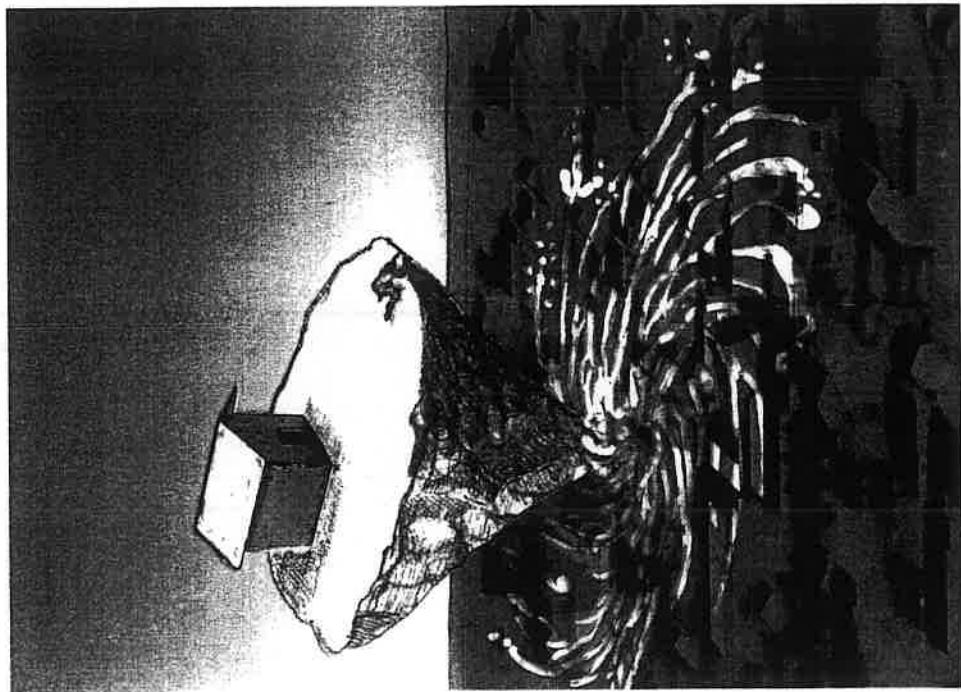
日本住宅会議編



# 深居する機械化の危化す

住宅白書2014-2016

日本住宅会議編



ドメス出版

ドメス出版

No. 0012605

請求明細書

ジーアールホテル銀座通

B I L L

〒860-0802 熊本県熊本市中央区中央街7-11  
TEL:096-319-8888 FAX:096-319-8889

客室番号 ROOM No.	709	泊数 NITS	2	ご到着日 AR. DATE	17/08/28	ご出発日 DP. DATE	17/08/30
お名前 NAME	坂本 茂雄 様						

日付 DATE	客室番号 ROOM No.	摘要 EXPLANATION	数量 Q'TY	料金 CHARGES
17/08/28	709	宿泊代	1	5,300
		現金		(10,600)
17/08/29	709	宿泊代 —御利用額— —現金支払額—	1	5,300 10,600 (10,600)
前受金	宿泊料金	その他入金		御請求金額
	10,600	10,600		

ありがとうございました。またのご利用をお持ち申し上げております。

署名

No. 0012605

領 収 証

R E C E I P T

お名前 NAME	坂本 茂雄 様
領収金額	¥10,600



但 宿泊料金として

平成29年8月28日 上記正に領収いたしました  
ジーアールホテル銀座通

〒860-0802 熊本県熊本市中央区中央街7-11  
TEL : 096-319-8888 FAX : 096-319-8889



## 8月28~30日「被災者一人ひとりの人間らしい復興へ」

日本住宅会議2017サマーセミナー「熊本地震の被害と復興」に参加のため、昨日まで3日間、熊本県に行ってきました。

下記のような日程で、被害状況や課題、被災地における仮設団地、みなしふ設、災害公営住宅について、被災者が抱える課題、復興過程で生じている「復興災害」、復興に向けた支援制度や支援の仕組みのあり方など、約16ヶ月が過ぎた被災地・被災者の今から多くのことを学ばせて頂きました。

災害は、地震という一つの原因で発生しているが、それによって壊され、影響を受けた被害は、一人ひとり違っており、その被災生活、復興のあり方も一人ひとり違っているということを受け止めて、その人権が尊重される復興過程があるべきなのだろうということを感じさせられました。

### 第1日目

記念講演「熊本の地域課題と地震」中島熙八郎（熊本県立大学名誉教授）

基調報告「熊本地震の被害状況」柴田祐（熊本県立大学教授）

#### 各地の被害について

報告①「西原村の被害と復興の取り組み」内田安弘（西原村副村長）

報告②「マンション被害の状況」片井克美（新建築家技術者集団福岡支部）

報告③「文化財等の被害」磯田節子（熊本高専特命客員教授）

報告④「大分県内の被害について」川田菜穂子（大分大学准教授）

### 第2日目 現地見学

益城町木山地区、中心市街地、役場付近などの見学。

益城町テクノ仮設団地（みんなの家）において、仮設団地、みなしふ設、災害公営住宅について

#### 益城町から説明の後、団地内の見学

西原村小森仮設第2団地の集会場（みんなの家）において、仮設団地、みなしふ設、災害公営住宅について、西原村副村長から説明の後、団地内の見学

南阿蘇村黒川地区で、南阿蘇村職員から説明

### 第3日目 シンポジウムⅠ 「被災者はいま」

①「被災者の置かれている現状」高林秀明（熊本学園大学教授）

②「益城町地域支え合いセンターの活動から」江崎太郎（よか隊ネット熊本）

③「在宅被災者の状況」佐伯謙介（ひとちいき計画ネット）

④「みなしふ設住宅の現状」高木久夫

### シンポジウムⅡ 「復興に向けて」

①「県道4車線化問題」前川賛夫（益城・四車線化を見直そう会）

②「住宅復興・再建の課題」鹿瀬島正剛（弁護士・熊本弁護士会）

③「被災者一人ひとりの復興にむけて」津久井進（弁護士・日弁連災害復興支援委員長）





二日目は、益城町、西原村、南阿蘇村の現地見学をさせていただきました。

被害の大きかった家屋が集中していた益城町中心部の家屋も公費解体によってほとんど撤去され更地になっているところが多く見受けられました。

道路上などには、地盤のズレ等が見受けられる箇所も残されていました。

益城町には、町内18カ所1562戸の応急仮設住宅がありますが、中でも最も大規模なテクノ仮設団地を訪れ、住民生活の再建と安定や災害公営住宅の整備計画等についてご報告をいただきました。

この団地にはイオンのプレハブ店舗や、益城町仮設店舗商店街もあり、バスの運行も行われています。

地域支えあいセンター等の支援体制についてもご報告いただきました。

午後からは、西原村小森仮設第二団地において仮設団地、災害公営住宅等についてお話をいただきましたが、ここでは、木造の仮設住宅も提供されており、将来的には木造仮設は災害復興住宅に転換することも考えられているようです。

仮設のトイレの扉は内開きか外開きかや、室内もバリアフリーというがどの程度バリアフリーか、玄関同士を向き合わせるような配置はないのか、木造仮設の基礎はなぜ木ぐいじゃないのか、相馬の災害公営との比較などなど、私は普段あまり考えていらない事柄の質問が飛び交い、新鮮でした。住棟間隔が広いことをもっとアピールすべきだとの意見もありました。

最後に、東海大学の学生たちが犠牲になり、阿蘇大橋も落橋するなど人的にもあるいはインフラ的にも大きな被害が発生していた南阿蘇村を訪ねて説明をいただきました。

集団移転の話もあったようですが、合意は難しいとのことで、復旧復興にも大きな課題を抱えられているように感じました。

27日に、応急復旧工事が終わり開通したばかりの長陽大橋ルートを渡って熊本市内へと帰ってきました。

最終日には、被災者の今について支援者や当事者からの報告を受け、30分の休憩の後、午後からは、復興に向けた三本の報告を受けました。

それにしても、熊本での被災者からの法律相談を受けてきた経験からの住宅復興、再建の課題について報告された鹿瀬島弁護士と災害復興法と災害救助法を巡る課題や問題点から被災者一人ひとりの人間らしい復興のあるべき姿についての津久井弁護士のお話しさは、もっとじっくり聴かせて頂きたい内容でした。



# 日本住宅会議サマーセミナー 熊本地震の被害と復興

**日時** 2017年 8月28日㈪～30日㈫  
13:00～ 15:00

**会場** 熊本県立大学 中講義室3  
熊本市東区月出3丁目1-100  
<http://www.pu-kumamoto.ac.jp/>

**宿泊** メルパルク熊本  
熊本市水道町14-1  
電話・096-355-6311  
<https://www.mielparque.jp/kumamoto/>

MAP



- ホテルメルパルク熊本へのアクセス  
熊本駅前から、路面電車で「水道町」停留所下車。徒歩3分。  
熊本空港から、リムジンバスで「通町筋」下車。徒歩5分。
- 熊本県立大学へのアクセス  
熊本駅から交通センターへ
  - ・バスにより交通センターダウン車（約10分）
  - ・市電により辛島町電停下車（約10分）、その後交通センターまで徒歩約2分。  
熊本交通センター バスターミナルから県立大学へ（16～20番のりば）
  - ・都市バス「日赤、長嶺団地、月出」行（「県1」、「味1」、「味2」表示）「県立大通り」または「県立大学前」バス停下車（約40分）徒歩1分。
  - ・都市バス「日赤、長嶺小学校前」行（「鹿10」表示）「日赤病院前」バス停下車（約30分）徒歩1分。
  - ・産交バス「パークドーム」行（「鹿8」表示）「日赤病院前」バス停下車（約30分）徒歩1分。
  - ・産交バス「戸島」行（「鹿7」表示）「日赤病院前」バス停下車（約30分）徒歩1分。
- メルパルク熊本 ⇄ 熊本県立大学間のアクセス  
産交バスで、メルパルク「水道町」 ⇄ 県立大学「日赤病院前」

震度7の強い地震が連続して襲った熊本地震から1年が過ぎます。東日本大震災大震災の復興に取り組むさなか、日本国内のあらゆる場所で直下型地震が起きたことを示しました。被災地ではなお復興の大きな課題を抱えています。

熊本地震では、直接の人的被害は比較的小さかったものの、その後の闇死が直接死を上回り、なお闇死の認定をめぐって申請が多数に上ると言います。また、建物被害でも、公表された数字や外観以上に被害が広がっています。いわゆる在宅被災者の問題も広範に存在するなど、都市部から農村地域に被害が広がっています。今回のサマーセミナーでは、熊本地震の被害と復興の現状について、現地で学びます。多数のご参加を期待します。

## ● 参加費

	全日程参加費 (資料代込)	1コマ参加費 (資料代 別売り 1,000円)	懇親会費	見学会参加費
会員	4,000	1,500	5,500	3,000
非会員	5,000	2,000	6,000	3,500
学生	2,000	700	3,000	2,000

・宿泊 メルパルク シングル / 素泊まり1泊6,800円、ツイン / 素泊まり1泊6,000円(1人分料金)  
(シングル20室、ツイン5室。受付先着順)

・支払い 参加費用(宿泊費を除く)は当日会場受付でお支払いください。

・宿泊費は、ホテルのフロントでチェックイン時に各自でお支払いください。

(参考)フル参加の費用=会員26,100円、非会員28,100円、学生19,000円(ツイン素泊まり)

---

## ●プログラム

### 8月28日(月)

13:00	開会	
13:10 ~ 14:00	記念講演「熊本の地域課題と地震」	中島熙八郎 (熊本県立大学名誉教授・くまもと地域自治体研究所理事長)
14:10 ~ 14:50	基調報告「熊本地震の被害状況」	柴田祐 (熊本県立大学教授)
15:00 ~ 17:00	各地の被害 報告①西原村の被害と復興の取り組み 報告②マンション被害の状況 報告③文化財等の被害 報告④大分県内の被害について	内田安弘 (西原村副村長) 片井克美 (新建築家技術者集団福岡支部) 磯田節子 (熊本高専特命客員教授) 川田菜穂子 (大分大学准教授)
18:30 ~	〈夕食・懇親会〉会場: メルパルク	

### 8月29日(火)

9:00 ~ 17:00	現地見学 (先着30人。定員超過の場合は、各自で交通手段を確保してください。) 見学予定: 熊本市内、益城町、西原村、南阿蘇村、仮設住宅団地など
--------------	---

### 8月30日(水)

9:00 ~ 12:00	シンポジウムI 「被災者はいま」 ①被災者の置かれている現状 ②益城町地域支え合いセンターの活動から ③在宅被災者の状況 ④みなし仮設住宅の現状 〈昼食(各自)〉	高林秀明 (熊本学園大学教授) 江崎太郎 (よか隊ネット熊本) 佐伯謙介 (ひとりいき社区ネット) みなし仮設住宅の居住者 (予定)
12:45 ~ 15:00	シンポジウムII 「復興に向けて」 ①住宅復興・再建の課題 ②県道4車線化問題 ③被災者一人ひとりの復興にむけて	鹿瀬島正剛 (弁護士・熊本県弁護士会) 前川賢夫 (益城・四車線化を見直そう会) 津久井進 (弁護士・日本弁護士会連合会)
15:00	終了・解散	

---

## ●参加申込み

メール・FAX・郵便にて申し込んでください。

メール: shioken@fc.ritsumei.ac.jp FAX: 075-541-2831

〒605-0953 京都市東山区今熊野南日吉町20-9 塩崎賢明あて

申し込みに際しては以下の事項を明記してください。

①氏名・住所・連絡先(メール・電話)、会員・非会員・学生の区分

②参加日程

③懇親会参加の有無

④見学会参加の有無: 先着30名。定員超過の場合は各自で交通手段を確保してください。

⑤宿泊の希望: 先着30名。超過した場合は、各自で宿泊所を確保してください。

シングル・ツインの別。ツインの場合は希望する同室の方の名前も記してください。但しご希望に沿えない場合もあります。

●締め切り 8月8日(火)正午

年度区分	整理番号
平成29年度	26

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 1,080 円	支出年月日 29年 9月 19日
-----------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会賛費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 ガバナンス 9月号
---------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

領 収 書

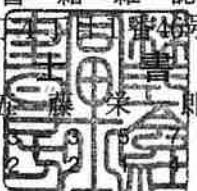
平成29年 9月19日

坂本茂雄 様

¥ 1,080.-

但しガバナンス  
9月号 上記の金額正に領収致しました

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目46号  
(株) 富士書房  
代表取締役 五藤栄一郎  
TEL 872-  
FAX 872-



房

年度区分	整理番号
平成29年度	27

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,497 円	支出年月日	29年 9月 28日
---	---------	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	日刊「しんぶん赤旗」購読料(9月分)
-----	--------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

坂本 茂雄 様

領 収 書

新聞・雑誌名	部数	金額	3,497 円
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	2017年 9月分

上記の金額をしかにいただきました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」  
高知出張所  
Tel.088-822-7744

領  
收  
日 9/28 扱  
者 [REDACTED]

年度区分	整理番号
平成29年度	28

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	14,580	円	支出年月日	29年 10月 13日
---	--------	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 ⑥ 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	議事録作成費
-----	--------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

領 収 証 坂本 茂雄 様 No. 185

金額	¥ 14580
----	---------

但 平成29年10月2日一問一答議事録作成費と12

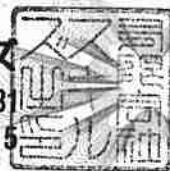
H29年 10月 13日 上記正に領収いたしました

内 訳  
税抜金額  
消費税額( %)

有限会社 スキルズ

〒781-0012 高知市薊野東町8-31

Phone. 088-845-7615



GR1413

年度区分	整理番号
平成29年度	29

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 1,080 円	支出年月日 29年 10月 16日
-----------	-------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 ガバナンス 10月号
----------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

領 収 書

平成29年10月16日

坂本 茂雄 様

1,080.-

但し ガバナンス 上記の金額正に領収致しました

10月号

新刊書籍雑誌  
高知市本町2丁目46号  
(株) 富士書店  
代表取締役  
TEL 87-5117  
FAX 87-5114



年度区分	整理番号
平成29年度	30

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,497 円	支出年月日	29年 10月 30日
---	---------	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	日刊「しんぶん赤旗」購読料(10月分)
-----	---------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

日本共産党発行の  
しんぶん赤旗

坂本 茂雄 様 領 収 書

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497 円
		2017年 10月分

上記の金額をいかにいただきました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
TEL088-822-7744

領収日 10/30 投書

年度区分	整理番号
平成29年度	31

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 1,080 円	支出年月日 29年 11月 20日
-----------	-------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 ガバナンス 11月号
----------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

平成29年11月20日

坂本茂雄 様

1,080.-

但し 上記の金額正に領収致しました  
ガバナンス 11月号

新刊書籍誌  
高知市本町16号  
(株) 富士書店  
代表取締役 五郎  
TEL 873-1111  
FAX 872-2111



年度区分	整理番号
平成29年度	32

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,497	円	支出年月日	29年 11月 27日
---	-------	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	日刊「しんぶん赤旗」購読料(11月分)
-----	---------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

坂本 茂雄 様

領 収 書

新聞・雑誌名

部数

金額

3,497 円

日刊「しんぶん赤旗」

1 3,497

2017年 11月分

上記の金額をいかにいただきました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
Tel.088-822-7744

領 収 日 11/27 投 者 [REDACTED]

年度区分	整理番号
平成29年度	33

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	1,080	円	支出年月日	29年 12月 15日
---	-------	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	ガバナンス 12月号
-----	------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

平成29年12月15日

坂本茂雄 様

1,080,-

但し 上記の金額正に領収致しました  
ガバナンス 12月号

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番46号  
(株) 富士書店  
代表取締役 五藤栄一郎  
TEL 873-8571  
FAX 872-2114

年度区分	整理番号
平成29年度	34

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,497	円	支出年月日	29年 12月 20日
---	-------	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会賛費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	日刊「しんぶん赤旗」購読料(12月分)
-----	---------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

日本共産党発行の  
しんぶん赤旗

坂本 茂雄 様 領 収 書

新聞・雑誌名	部数	金額	3,497 円
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	2017年 12月分

上記の金額をしかにいただきました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
TEL088-822-7744

領  
収  
日  
12/20 投  
者

年度区分	整理番号
平成29年度	35

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	31,914 円	支出年月日	29年 12月 22日
---	----------	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	議事録作成費
-----	--------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 証 坂本茂雄

様 No. 187

金額

¥ 31914

但 平成29年12月12日本会議一般質問議事録作成費と12

H29年 12月 22日 上記正に領収いたしました

内 訳  
税抜金額  
消費税額( %)

有限会社スカルズ  
〒781-0012 高知市薊野東町8-31  
Phone.088-845-7615



GR1413

年度区分	整理番号
平成29年度	36

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 7,452 円	支出年月日 29年 12月 27 日
-----------	--------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 ⑥ 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 議事録作成費
------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 証

坂本茂雄

様 No. 188

金額

7452-

但 平成29年12月21日本会議、議事録作成、書と12

H29年 12月 27 日 上記正に領収いたしました

内 記

税抜金額

消費税額( % )

有限会社スカルズ

〒781-0012 高知市薬野東町8-31

Phone. 088-845-7615

GR1413

年度区分	整理番号
平成29年度	37

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	5,000	円	支出年月日	29年 12月 28日
---	-------	---	-------	-------------

(1)調査研究費 2研修費 3広報広聴費 4要請陳情等活動費 5会議費 6資料作成費 7資料購入費 8事務所費 9事務費 10人件費

内 容	NPO法人カンガルーの会(平成29年度年会費)
-----	-------------------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 証

坂本茂雄

様

No.\_\_\_\_\_

★

5000円

但 平成29年度年会費

29年 5月 20日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

NPO法人カンガルーの会

理事長 澤田

コクヨ ウケ-87

高知県吾川郡いの町八田235番地2

年度区分	整理番号
平成29年度	38

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,000	円	支出年月日	29年 12月 28日
---	-------	---	-------	-------------

(1)調査研究費 2研修費 3広報広聴費 4要請陳情等活動費 5会議費 6資料作成費 7資料購入費 8事務所費 9事務費 10人件費

内 容	子育て支援ネットワーク ほっとぽーと高知(平成29年度年会費)
-----	---------------------------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 証

坂本茂雄

様 No. 27

★ 3,000

但 会 費 (H29年度分)

H29年5月22日 上記正に領収いたしました  
高知市新本町1丁目4-30 高知聖園天使園内

内 訳

子育て支援ネットワーク ほっとぽーと

收 入  
印 紙

ヨクヨウ ウケ-1007

税抜金額

消費税額等( %)

吉川 清志

年度区分	整理番号
平成29年度	39

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	2,000	円	支出年月日	29年 12月 28日
---	-------	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	書籍代
-----	-----

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領收証

No. 5

坂本茂雄 様 2017年12月1日

金額	42000
----	-------

内 但『日本列島の全原発が危険』

消費税等 上記正に領収いたしました

現 金	グリーン市民ネットワーク高知
小切手	〒780-0971 高知市南万々134-5 TEL&FAX 088-823-5202

H HISAO #778



年度区分	整理番号
平成29年度	40

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 1,000 円	支出年月日 29年 12月 28日
-----------	-------------------

(1)調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会賛費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 平成29年度みんなねっと四国ブロック大会参加費
-----------------------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

平成29年12月5日

坂本茂雄様

¥ 1000

但 平成29年度みんなねっと四国ブロック大会参加費として

〒780-0833

高知県高知市南はりまや町2-4-15

たんぽぽ会

高知県精神障害者家族会連絡会

会長 横田 直

平成29年度

# 四国プロリーグ大会

地域で暮らすために  
つながる家  
つながる会

12月5日(火)～6日(水)  
三翠園(富士の間) 高知市鷹匠町1-3-35  
会場 参加費 1,000円 当事者・学生 500円

## みんなねつと in 高知

日程

12月5日(火)  
12:00 受付  
13:00 開会式  
14:10 講演

津久井やまゆり園事件  
「匿名報道から考える」

講師 西角 純志  
元やまゆり園職員／現 専修大学兼任講師 博士(政治学)

16:10 分散会  
12月6日(水)  
8:45 受付  
9:00 四国四県活動報告・問題提起・意見交換  
11:00 当事者発表  
12:00 閉会式

主催 高知県精神障害者家族会連合会  
公益社団法人全国精神保健福祉連合会(みんなねつと)  
徳島県精神障害者家族会連合会  
香川県精神障害者家族会連合会

一般社団法人愛媛県精神障害者福祉連合会  
高知県／高知市／高知県精神保健福祉連合会／高知県精神保健福祉連絡会／高知県精神保健福祉ボランティア連絡協議会／高知県精神保健福祉士協会／高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会／高知県精神保健福祉支局／毎日新聞高知総局／毎日新聞高知支局／RKC高知新聞社・KUTV高知放送／KUTVテレビ高知／NHK高知放送局／KSSさんさんテレビ

後援

お問い合わせ先 高知県精神障害者家族会連合会

〒780-0833 高知市南はりまや町2-4-15

たんぽぽ教育研究所内 TEL/FAX 088-802-7244  
担当：横田直子 090-8973-3037

年度区分	整理番号
平成29年度	41

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	626	円	支出年月日	30年 1月 10日
---	-----	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	書籍代
-----	-----

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

平成30年 1月10日

坂本茂雄 様

¥ 626.-

但し教育勅語の何が上記の金額正に領收取致しました  
問題か

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番46号  
(株) 富士書房  
代表取締役 五藤 実郎  
TEL 873-8157  
FAX 872-2144



年度区分	整理番号
平成29年度	42

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	562	円	支出年月日	30年1月16日
---	-----	---	-------	----------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会賛費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	書籍代
-----	-----

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

平成30年1月16日

坂本茂雄様

562.-

但し リニア新幹線が上記の金額正に領収致しました  
不可能な7つの理由

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番46号  
(株) 富士書房  
代表取締役 五藤栄一郎  
TEL 878-3557  
FAX 878-2141

年度区分	整理番号
平成29年度	43

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 1,080 円	支出年月日 30年 1月 16日
-----------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 ガバナンス 1月号
---------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

坂本茂雄 様

平成30年 / 月 16 日

但しガバナンス 上記の金額正に領収致しました  
H30.1月3

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番46号  
(株)富士書店  
代表取締役 五藤栄一郎  
TEL 873-3577  
FAX 872-2114

年度区分	整理番号
平成29年度	44

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 3,497 円	支出年月日 30年 1月 31日
-----------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会賛費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 日刊「しんぶん赤旗」購読料(1月分)
------------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

坂本 茂雄 様 領 収 書

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

3,497 円

2018年 1月分

上記の金額をしかにいただきました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
Tel.088-822-7744

領 収 日 1/30 报 者 [REDACTED]

年度区分	整理番号
平成29年度	45

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	232,200 円	支出年月日	30年 2月2日
---	-----------	-------	----------

1 調査研究費 2 研修費 ③広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	県政かわら版印刷代
-----	-----------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

エコ~サ~ビス

領 収 書

No.

坂本茂雄議員様

金額	232,200
----	---------

但 小計

30年 2月2日上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額 215,000

消費税金額(8%) 17,200

〒780-8034 高知市南河内瀬町79-2

エコ~サ~ビス

代表 田尾順

TEL833-1816 FAX833-5086



エコ~サ~ビス

# 坂本 茂雄 県政かわら版

2018年  
立春号  
NO. 55

<坂本茂雄県議会だより>  
■高知市丸ノ内1-2-20  
県議会 県民の会  
TEL 088-823-9936

9月・12月

定例県議会  
連続質問

南海トラフ地震対策

ルネサス継承先の確保

憲法改「正」問題

非正規労働者の待遇

などで追及



12月定例会において質問する坂本議員

12月定例会

## オーテピア、維新博第二幕の開幕へ加速

9月定例会では、県内外の大学生が県内企業への理解を深める機会の拡充、住宅耐震化の加速化、中山間地域の維持・再生につなげる「貨客混載」の推進、来年4月の『志国高知幕末維新博』第二幕の開幕に向け

た準備の加速、台風被害の復旧支援を点市場での戦略的な観光プロモーションの強化など、総額60億1千円余りを計上した一般会計補正予算案や、高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案など4件、高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関するその他の議案など、知事提出議案16件を原案どおり可決しました。

また、12月定例会では、耐震診断、改修設計、改修工事等2・2億円増額の住宅耐震化関連予算、台風被害への対応などの経費として、14億5千万円余りの一般会計補正予算など6件の補正予算議案、高知県国民健康保険法施行条例議案など9件の条例議案を含む28件の知事提出議案を原案どおり可決しました。

**12月定例会閉会日にも質問**

本来ならば、9月定例会が閉会した段階で、「県政かわら版」を発行しなければなりませんでしたが、閉会後の10月20日～12月1日の間で、決算特別委員会委員として、11日間平成28年度決算審査に終始し、さうして、12月7日～22日までの12月定例会での代表質問準備などに専念していましたから、今回の発行となりました。

今年度は、9月、12月定例会と連続して質問をすることとなりましたので、報告すべき質問内容も多く、6面立てとなつていることをお許し願いたいと思います。

9月定例会は、9月、12月定例会と連続して質問をすることとなりましたので、報告すべき質問内容も多く、6面立てとなつていることをお許し願いたいと思います。

12月定例会は、両定例会を通じて、延べ30項目の質問を行いました。詳細は、ホームページをご覧ください（2面以降に関連記事）。

なお、12月閉会日に提出された職員の退職手当引き下げ議案については、その見直しを翌年度とするところを求めて質問しました。

今年度末の退職予定者416名の皆さんには、「採用されてまもなく、6年間にわたり人事院勧告の一部あるいは完全凍結によって賃上げを据え置かれ、三位一体改革により5年間の給与カットを受け、さらに平成25年には、給与の特例減額が行われるなど、勤務年数の約1／3の期間は賃上げの抑制・給与カットを受け続けた厳しい状況の中で、懸命に県政浮揚のために尽力されてきた方たちばかり」です。その方たちが、当初の予定通り退職手当を支給されることについて、求めました。

知事は、「地公法の原則に基づき、国の制度に準じた取り扱いが基本。県庁組織の長として心苦しいが、今回も引き下げを行う必要があると判断した」との見解です。

尾崎県政を長年にわたり支えてこられた方々に対しても、このような仕打ちは疑問です。気持ちよく県庁を退職してもらうことは県の執行部として考えられないものでしようか。

# 生きやすさ・働きやすさ・平和・安心の暮らしの支援に県民の声を

【12月定例会－括質問】

## 知事の政治姿勢について

### 県政運営で結果を

【坂本議員】県庁組織は、「悪い情報こそ上がって来る組織」、風通し悪く組織となっているのか聞く。

【知事】悪い情報こそ早く上げることは、危機管理や県政の適正な運営の観点から、職員に徹底している。

この悪い情報には、職員の不祥事等に限らず、県の施策に関連した仕事がうまくいっていないことなども含まれる。PDCAサイクルは、悪い情報が表に出る仕組み。その定着にこれまで意を用いてきた。

風通しのよい職場は、職場の活性化はもちろん、職員による不祥事の防止にもつながる。引き続き、私を初め幹部職員が率先して風通しの良い職場環境づくりに努めたい。

【坂本議員】ルネサス高知工場の承継先確保について示された知事の決意の裏付け、承継先が確保された場合の配転の意向調査について聞く。

【知事】平成27年12月の工場閉鎖・集約方針発表以来、従業員の雇用維持を第一に、承継先の確保に全力で取り組んできました。

私自身、ルネサス社に強く要請するとともに、県独自で300社を越える企業に高知工場活用の意向を確立し、視察もして頂いた。

承継先の確保を必ず成し遂げるという決意はいまも変わりない。工場閉鎖は平成30年5月末。これまで以上に緊張感を持って決して諦めるこ

となく全力で取り組んでいく。承継先企業が確保されれば、ルネサス社が改めて全員の意向を確認し、承継先企業への再就職も含めたそれぞの御意向に添った雇用の維持に最善を尽くすことを確認していく。

【知事】教育の無償化を憲法に位置づける議論は、今後大いに行なって

【坂本議員】「教育の無償化・充実強化」は、憲法に無償規定を設けなければできないのか聞く。

【知事】強い圧力をかけ続け、北朝鮮の姿勢を変えさせる努力が求められている時期である。

【坂本議員】参議院の合区解消のため、改定が必要とされる憲法条項はどの部分をどのように改定されるべきと考えるか。

【坂本議員】また、一票の格差をクリアした上で都道府県区割りが可能となるのか、聞く。

【知事】憲法上の地方自治の重要性と、それを通じた合区解消について

【坂本議員】憲法第9条第1項、第2項は変えずに、自衛隊の明記、いわゆる9条3項による改憲をすれば、9条そのものはどのように変わるか、聞く。

【知事】全国知事会でも議論を重ねてきた。

【知事】合区問題については、憲法第47条に、「参議院議員の選挙区を設置する場合は、広域的な地方公共団体ごとの区域を単位とする選挙区を含まなければならぬ」との条文の追加を提案している。

【知事】現行憲法の条文からも自衛隊の存在は合憲であると考えている。

しかし、仮に3項を追加しても、

1票の価値の平等とともに、地方

自治の重要性をあわせて鑑みられる

ことだ、よりバランスのとれた制度

体系となり、合区といった事態も防

ぐことができるものと考えている。

に丁寧に説明していく必要がある。

## 朝鮮半島の危機回避へ

【坂本議員】安倍首相の「もはや対話の時ではない」などとする姿勢で、朝鮮半島の危機は回避できると考え

ていいのか聞く。

【知事】強い圧力をかけ続け、北朝鮮の姿勢を変えさせる努力が求められている時期である。

【坂本議員】国連安理会決議の取り組みは、制裁の強化を通じた平和的解決こそ有益な道であることを、北朝鮮に理解させるものであると考えている。国際社会による制裁を含む外交的対応によって事態が解決することを望む。

【坂本議員】ミサイルが飛んでいた時に、打ち落とせる国になるべきか、それとも、ミサイルが飛んでこないよう努力する国になるべきか、どちらが選択されるべきか聞く。

【知事】より平和的な解決手段を模索するほうが有益であることを、北朝鮮に理解させることが重要。国際社会による制裁を含む外交的な対応によって事態が解決するよう努力し続けるべきだ。

【知事】他方、わが国の平和と安全確保のため、ミサイルへの防衛体制などを講じることも大事であると考える。

【知事】ミサイルが飛んでこないよう努力する国となるべきであり、その努力が真に実効あるものとなるためにも、ミサイルが飛んできたときに打ち落とせる国になるべきだと考える。



宮城県の被災地では、復興公営住宅を津波避難ビルとして活用している

## 南海トラフ地震対策について

### 災害時の要配慮者支援の拡充を

【坂本議員】津波避難ビルや緊急避難場所においても、要配慮者が避難可能な施設や一時的に滞在可能な環境を整えるための施設改善が必要なものについての支援の仕組み。要配慮者への避難支援対策の分かりやすいパンフレットの作成、常備、受け入れる側の体制を整備するための勉強会や訓練の支援について聞く。

【地域福祉部長】市町村における避難行動要支援者の名簿づくりや個別計画の作成、計画に基づく訓練の実施に補助を行うとともに、市町村との協議の中で、地域での取り組み状況を把握し、助言も行ってきた。

【坂本議員】福祉避難所に関しても、必要な物資の整備とともに、マニュアルを活用した訓練の支援について聞く。

### 住宅耐震化の加速化を

【坂本議員】耐震化を加速するため、経済負担を抜本的に軽減させる方策について聞く。

【土木部長】住宅耐震化を促進する

用した訓練の支援も行ってきた。

一方、津波避難ビルや緊急避難場所については、長期浸水による滞在の長期化を踏まえれば、市町村においても要配慮者を念頭に置いた検討がさらに必要だと考えられる。

また、要配慮者のニーズに応じた対策を講じていく必要があり、支援の方法をわかりやすくまとめたパンフレットの作成や訓練の実施等、緊急避難場所などの支援について、市町村とともに検討していただきたい。

【坂本議員】災害弱者支援センターの準備(建設立地)や減災ケアコミュニティ育成のための支援について聞く。

【地域福祉部長】県内のNPO法人では、災害弱者と言われる方が自ら力を身につけるために、災害弱者支援センターの設立に向けた活動が行われている。

減災ケアコミュニティーカーの育成も含めたこれらの活動は、障害の有無にかかわらず、日ごろから支え合おうというもの。特に、災害時には大切な視点なので、活動をされている方々から意見を聞いていく。

### 仮設住宅の確保に向けて

【坂本議員】耐震化を加速するため、経済負担を抜本的に軽減させる方策について聞く。

【土木部長】住宅耐震化を促進する

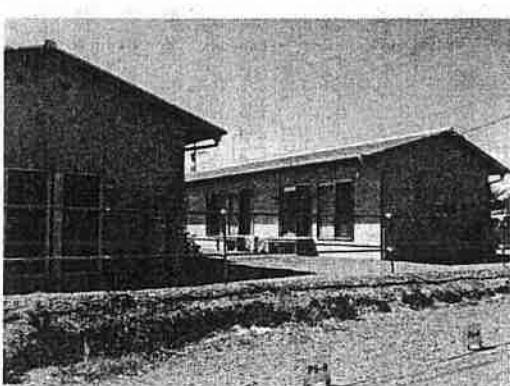
ため、より負担の少ない工法開発、普及などに努めるとともに、引き続き戸別訪問等によって、手厚い補助や工事費情報の周知を図る。生活困窮世帯については、福祉部局とも連携して周知に努めていく。

### 【住宅耐震化補助制度など】

▼改修工事は、92万5千円の定額補助を基本とし、現在、25市町村で上乗せ補助が実施され、補助額が最も高い自治体では、上乗せ補助金60万円を加え最大152万5千円となっている。

▼耐震改修工事費用は平成25年度から継続的に低コスト工法にかかる事業者向けの講習会などにより普及に努めてきた結果、平成26年度に188万円であった平均工事費が平成28年度には166万円にまで下がり、全体の6割の工事が150万円未満で実施されている。

▼自己負担が少額で済む改修工事の実績も増え、補助金の代理受領制度の普及も進んでいるが、県民世論調査によると、住宅耐震に関する補助制度を知っている方は、いまだ約5割に止まっている。



熊本県の被災地では、復興公営住宅に転換できるような仮設住宅が整備されている

【坂本議員】旧耐震基準の集合住宅の耐震改修を行い、空室を災害時に仮設住宅として利用できないか聞く。

【土木部長】集合住宅の耐震化を進め、災害後に空室を仮設住宅とする

ことは、住民の命を守るとともに仮設住宅確保の観点からも有効。木造以外は費用が多額になり、入居者の合意形成といった課題もある。県では、木造以外の集合住宅も耐震化補助の対象としており、現在24市町村で補助対象としている。

しかし、被災時に仮設住宅の不足が想定される高知市では、補助対象ではないため、高知市に対し、県市連携会議などの機会を捉えて、引き続き制度化を強く働きかけるとともに、残る9市町村についても制度化を働きかけていく。

【坂本議員】被災者が入居したみなしふ設を恒久住宅として使用可能とすることと、いち早い生活再建につなげる仕組みについて聞く。

【土木部長】応急仮設住宅として、県が民間賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する「みなしふ設住宅」に

について、提供期間終了後も被災者が継続して住み続けるためには、被災者自ら賃貸借契約を締結する必要があり、その後の家賃を支払うこととなる。県も、被災後から安定して住むことができる住宅を提供することが必要だと考えており、今後、被災地の事例などを参考に、みなし仮設住宅から恒久住宅へ円滑に移行できる仕組みについて研究していく。

## 都市計画道路はりまや町一宮線



**【坂本議員】**「工事再開の判断を引き延ばすことはできない」という発想ではなく、「新しいまちづくりをするために英知を結集する」という発想に転換できないか聞く。

**【知事】**9月の第2回まちづくり協議会で示した新たな案は、工事再開か、事業中止かの選択肢だけではなく、パブリックコメントや協議会委員、関係者の意見を取り入れた第3の計画案であり、まさに県民の皆様の知恵を結集したものであると考えている。

具体的には、新堀川を被っている駐車場を取り払った上で、児童や高齢者が安全に通行できる道路の構造を確保しつつ道路幅を縮小するなど、できる限り川面を拡大する。横堀公園の一部を切り込み、希少動植物が生息、成育する新たな干潟

約35億円かけて工事再開をしなければならないでしょうか。今の環境や社会資源を生かしたまちづくりで活性化を。



性を高め、自然環境や歴史的景観の保全創出を図るものとなつてゐる。

今後、最終報告書案に反映されるいろんな御意見を踏まえ、年明けには、まちづくり協議会から提言を行い、高知市の意見を聞いた上で、県としての最終判断を行いたい。

## 自治体などで働く非正規職員の待遇改善を

### 官製ワーキングニアの解消を

**【坂本議員】**地方公務員法および地方自治法の改正に基づく「会計年度任用職員制度」の整備について

**【総務部長】**今回の法改正は、臨時・

非常勤職員が地方行政の重要な担い手として活躍して頂くためにも、適正な任用と勤務条件の確保の面から適切なものと認識している。

**【坂本議員】**安定的にサービスを提供するために、現在の職を改めて検証し、正規職員での配置や常勤職員への転換をはかることも検討すべきではないかと考えるが、聞く。

### 障害者の差別的待遇の改善を

**【総務部長】**平成29年4月1日時点の全職員に占める臨時・非常勤職員の割合(知事部局)は、16.9%。

職の検証結果を踏まえて、正規職員の配置や常勤職により対応することも選択肢のひとつと考えてゐる。

**【坂本議員】**会計年度任用職員の賃金水準、手当、休暇制度については、常勤職員との均衡を図ることが基本であり、「官製ワーキングニア」解消に向けて取り組む責任があると考えるが、所見を聞く。

**【総務部長】**会計年度任用職員については、時間外勤務手当や通勤手当の支給とともに、期末手当も支給できることとなつていい。休暇は、労働基準法の適用とともに、国との権衡の観点を踏まえ、必要な制度を整備することとされている。

**【坂本議員】**障害者雇用の非常勤職員の報酬単価が妥当でなく、合理的配慮を欠くものがあると言わざるを得ないと考えるが、その根拠と改定の必要性について聞く。

**【総務部長】**平成23年度から障害のある方を対象とした非常勤職員の職を設けており、今年6月1日時点で13名の方がその職についている。

報酬額の根拠については、簡易な事務補助とした業務内容から、臨時職員の単価をベースに算定している。結果として、他の非常勤職員との報酬額に差が生じていて、業務の性質や内容が異なるため、報酬の改定の必要はないものと考える。

一方で、経験あるいは能力が高まって業務内容がより高度になつていく場合もある。このような場合は、所属にも確認をし、報酬を見直すといふような対応をしていく。

## 保育士の確保と待遇改善を

【坂本議員】近年、非正規保育士に頼らざるを得ない状況にあるが、なぜそのような傾向になつてゐるのか。

また、保育士の配置は、現場のニーズに対し足されてゐるか、聞く。

【教育長】平成29年4月1日現在の本県保育士職員数は、正規が218人、臨時が1628人、パートが

931人となっている。これは、出生数が年々減少する中、多くの施設で長期的な雇用が必要な正規職員の採用を躊躇する傾向があるため。

また、パートの増加は、延長保育の対応や常勤職員の休憩時間の確保、お昼寝の見守りなど施設側のニーズと、家庭の事情などにより短期間の勤務を希望する保育士側のニーズが合致していることが理由ではないか。

現場からは保育の質の向上や、多様なニーズへの対応に加えて、保護者への支援など携わる業務が多岐にわたり、年々多忙になつてゐるとの声も聞く。

【坂本議員】給与だけでなく、労働環境が改善されないことなど、保育士の確保が困難な要因について聞く。

【教育長】保育士等の人材確保には、給与等の処遇だけでなく、労働環境においても改善が必要と考える。

潜伏保育士の復職支援等を行う県社会福祉協議会人材福祉センターの

再就職支援コーディネーターから、「有給休暇がとりにくい」といった労働環境に起因する不安や不満の声があると聞いていい。

県としても、子育て支援員の配置による保育士等の負担軽減や、組織

マネジメントの講座を設けるなど、働きやすい環境整備に向けて支援していきたい。

【坂本議員】多様な保育サービスの提供、保育時間の確保、持ち帰り残業の軽減、休憩時間の取得などを可能とするため、記録書類の簡素化や研修の工夫ができないのか聞く。

【教育長】充実した保育を行うため事務の簡素化や、研修の工夫は必要。県も記録作成等の簡素化に取り組んでおり、事務の軽減に努めている。

【教育長】充実した保育を行つための時間的余裕を確保するためには、災計画に関する情報提供など、幅広く啓発してきた。訓練の場や県政出前講座でも直接啓発していきたい。

【坂本議員】地域防災計画は共助の力、地域防災力の向上に繋がるものと位置づけ、南海トラフ地震対策行動計画に位置づける必要があるのでないか。

【危機管理部長】制度の活用などの周知を図つていく。

【坂本議員】研修の場所や日程については、関係者の意見も聞き、ブロック別の開催やテレビ会議など、参加しやすくなるよう工夫していく。

**南海トラフ地震対策へ「地区防災計画」の横展開を**

【9月定例会一問一答】

## 憲法「改正」における緊急事態条項は不要

【坂本議員】発災直後に緊急事態宣言を発し、政府に権限を集中するとの弊害・リスクが懸念される。憲



9月定例会では、自席から一問一答の質問を行う

法における緊急事態条項は必要ないと考えるが聞く。

【知事】超大規模災害に対応すべき事項があるのではないか。衆議院任期が4年の中、参議院の緊急集会さえ開けないときの備えがいるのではないか。人権制限も考えなければならない時、法律での対応は危険ではないか。憲法上、明確な歯止めを講じておくべき。

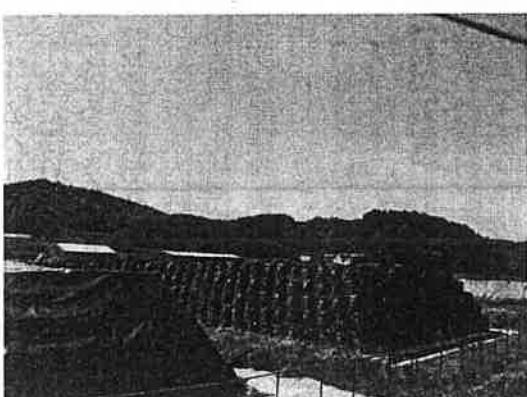
【坂本議員】時の政府における乱用を防ぐためにも、憲法上明確に位置づけておくことなく、緊急事態条項は必要ではないかという立場で、国民的議論をしていくべきだと考える。

## 原発問題について

【坂本議員】映画「日本と再生」を見ると、エネルギー政策の方向性

【坂本議員】計画づくりは、自助共助の取り組みを進めていく上で有効な手段。引き続き計画づくりの周知に取り組んでいきたい。

【坂本議員】自治体間・地域間の横展開をしていくような取り組みの支援を願う。



今なお福島県内の原発事故被災地では、除染土を入れたフレコンバックが約700万個超保管されている

は決まるのではないか。本県は、あくまでも伊方原発の稼働を前提としたエネルギー政策を続けるのか。

**【知事】** 「日本と再生」は、大変興味深く、自然エネルギーの普及促進は、世界の大きな趨勢だと思う。

本県も原発への依存度は軽減させていかなければならぬと明確に発言しているが、送電網に接続できないう問題は、本県においても生じている。送電網の脆弱性の打開について、政策提言していきたい。

**【坂本県議】** 四電の電力不足に対応するための伊方原発稼働の説明が合理的であると考えているか。

**【知事】** 伊方3号基の稼働は現状ではやむを得ない。揚水発電は、いざという時の水量が十分とは限らず、解決にはならない。また、病院の非常用電源も、長時間にわたって停電が続くことは極めて危険。

にも原発が必要であり、稼働はやむを得ない。ただ、原発依存度は低減させていかなければならない。その方向性はしつかり堅持していく。

**【坂本県議】** 災害時などのリスク分散をはかるためにも、地産地消的な発電形態をとることが県のめざすべき方向性だと考えるが聞く。

**【知事】** 発電所の分散配置によるリスク軽減は理解する。ただ、分散配置で日々の需要と供給をコントロールする技術や体制が整っているかと

いう問題はある。

めざす方向としては理解できるが、当面の間は実現できる状況はない。

【坂本議員】 法の趣旨も踏まえた周知のあり方と、部落差別のない、人権が尊重される社会の実現に向けてどのように取り組むのか。

**【知事】** 推進法は、県が取り組んでいる同和問題の解決に大きく寄与する。この法律を県民に広く周知することは大変重要であり、さまざまな機会を捉えて周知を行っていく。

高知県人権施策基本方針に基づいて、同和問題の正しい理解と認識を深める教育や、正しい知識の普及、啓発、相談などについて関係機関や市町村などとも連携してしっかりと取り組みを進めていく。

【坂本議員】 学校教育における同和教育の現状と、今後どのように取り組んでいくつもりか、教育長に聞く。

**【教育長】** 昨年度実施した「人権に関するアンケート」で、多くの学校

で同和問題の学習に取り組んでいるものの、子どもたちに知識として十分定着できていない状況が見られており。

推進法の施行を受け、教員や市町村担当者の同和問題についての知識・理解や教育実践力の向上に取り組み

たい。

【坂本議員】 ネット上の部落差別情報に対する現状把握と対応策について、県が市町村と連携してモニタリングを行うべきと考えるが、聞く。

**【健康政策部長】** 患者さんから寄せられた情報は、職員によるネット上の差別情報は、職員によるネット

検索のほか、人権相談窓口に寄せられた情報、市町村からの情報によつてその収集把握に努めている。

把握した情報は人権擁護機関である高知地方法務局と協議を行い、インターネット上から削除する必要がある場合はプロバイダに削除要請を行っている。

【坂本議員】 化学物質過敏症の在籍児童の把握がどのようにされ、その対応と今後の取り組みについて聞く。

【教育長】 化学物質過敏症は、特別支援学級の中の病弱学級に在籍している小学生5名と中学生2名。原因となる物質や量、症状などが多種多様で、ほかのアレルギーなども重複しているケースもある。基本的に医師の診断のもと、保護者、学校、教育委員会が連携をとりながら症状に応じて個別対応している。

まずは、教職員が疾患について知識を深めることができ、健康管理の中核を担う養護教員に対しても研修などをを行い、それを学校全体で共有をはかっていきたい。

【坂本議員】 災害時における、化学物質過敏症患者の避難所などでの配慮について聞く。

【危機管理部長】 個別具体に検討しなければならない。幅広い理解も欠かせないので、避難所運営マニュアルで理解を広げていきたい。



患者会によって、化学物質過敏症に関する啓発パネルの展示も行われている

年度区分	整理番号
平成29年度	46

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 85,344 円	支出年月日 30年 2月 7日
------------	-----------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 県政報告郵送料
-------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

### 領 収 書

第 455368-27号

おなまえ	坂本茂雄様				<領収内訳>
受領 金額	百万	千	十	円	現金 85,344 円
	[内消費税額]				小切手 円
					切手 円
					証紙 円

\* 金額欄を訂正しているものは無効です

#### <業務委託元等>

- 株式会社ゆうちょ銀行
- 株式会社かんぽ生命保険
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

		取引の内容			
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 〔別納 計器予納金 受取人払 着払 その他( )〕	印紙 1枚 (@ 56 円) × 1524 (枚・個・通・件)			
		(@ _____ 円) × _____ (枚・個・通・件)			
		(@ _____ 円) × _____ (枚・個・通・件)			
		(@ _____ 円) × _____ (枚・個・通・件)			
貯金					
保険	2回目以降の保険料の払込み	保険証券(書)の記号番号		払込期間及び払込月数	
				年 月期から 年 月期まで 年 か月分	
				年 月期から 年 月期まで 年 か月分	
				年 月期から 年 月期まで 年 か月分	
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他( )				

上記の金額を、確かに領収いたしました。

取扱郵便局

高知東

郵便局

電話番号 088-878-4881



受領者氏名

日本郵便株式会社  
(所在地: 東京都千代田区霞が関 1-3-2)

\* 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 455368-27号

年度区分	整理番号
平成29年度	47

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	1,080 円	支出年月日	30年 2月 16 日
1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費			
内 容	ガバナンス 2月号		

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

平成30年 2月 16 日

坂本 茂雄 様

¥ 1080.-

但し ガバナンス 上記の金額正に領收取致しました  
2月号

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番46号  
(株) 富士書  
代表取締役 五藤 朱一郎  
TEL 873-3517  
FAX 872-1144

年度区分	整理番号
平成29年度	48

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 24,624 円	支出年月日 30年 3月 6日
------------	-----------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 日本教育新聞購読料（2017年5月～2018年4月分）
---------------------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

この受領証は、大切に保管してください。	001508	196500
	加入者名	日本教育新聞社
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	24624
振込先	銀行	支店
ご依頼人	おなまえ 坂本茂雄事務所 坂本 茂雄	
料金	(消費税込み) 円	日 附 印
備考	21 (ゆうちょ銀行)	

CVS収納用収入印紙貼付欄

(お客様控)

日本教育新聞購読料（2017年5月～2018年4月分）の受領書である

領収日 18.2.21

年度区分	整理番号
平成29年度	49

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,497	円	支出年月日	30年2月27日
---	-------	---	-------	----------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	日刊「しんぶん赤旗」購読料(2月分)
-----	--------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

坂本 茂雄 様 領 収 書

新聞・雑誌名	部数	金額
--------	----	----

日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497 円
------------	---	---------

上記の金額をしきにいただきました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
TEL 088-822-7744

領收日 2/27 投者 [REDACTED]

年度区分	整理番号
平成29年度	50

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金	58	円	支出年月日	30年3月13日
---	----	---	-------	----------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	資料室・図書室コピー使用料
-----	---------------

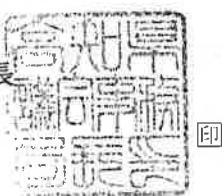
領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

高知県	納入通知書、領収書 納付書
（公）	
元780-0806	
納 高知市知寄町	
入 二丁目4-10	
者 サーパス知寄町Ⅰ404号	
坂本 茂雄	様
年 29 会計 01 款 14 項 08 目 04 節 01 決議番号 00056 内訳番号 005	
納期限 平成30年3月30日 金額 ¥58 円	
発行日 平成30年3月12日 延滞金等 円	
納付目的 資料室・図書室コピー使用料（会派等使用2 月分）	
発行機関 県議会事務局	
TEL088-823-9533	

- 上記の金額を最寄りの金融機関等（裏面記載）に納付してください。
- 納期限までに納付されないときは、延滞金を徴収されることがあります。

歳入徴収者

県議会事務局長



上記の金額を領収しました。

年度区分	整理番号
平成29年度	51

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金 2,000 円	支出年月日 30年 3月 14日
-----------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 地区防災計画学会第4回大会資料代
----------------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領収書

2018年3月3日

坂本 茂雄様

¥2,000-

但 地区防災計画学会第4回大会資料代として  
上記領収いたしました。

地区防災計画学会



530-0001 大阪市北区梅田1-3-1-800  
大阪駅前第1ビル8階  
一般財団法人関西情報センター 気付  
電話: 06-6346-2981

# 高知の地区防災計画と地域防災力



高知では、南海トラフ地震等に備え、事前復興の概念を地区防災計画に盛り込む等住民主体の特徴のある取組が実施されています。2018年は、下士から上士へのボトムアップによる突き上げが大きな原動力となつた「明治維新150年」に当たりますが、この記念すべき年に明治維新の起点となった高知で、同じボトムアップ型で防災界の革新的な取組である「地区防災計画」に関する「地区防災計画学会第4回大会」を開催することとしました。本大会は、高知の皆様の御協力をいただき、住民の方々や地元の大学・行政関係者の協力・後援を得て、地域防災力強化の在り方について議論を行います。

## 大会プログラム（予定・詳細は学会HP参照）

3月3日（土）10:00～18:30 大会（終了後 意見交換会（懇親会））

### ①大会個人報告（午前・午後）

### ②トークセッション 黒潮町と高知市下知地区における多くの住民が参加する仕組みづくり

大谷清水（黒潮町坂折地区自主防災会会长）、坂本あや（黒潮町芝地区自主防災会役員）

西村健一（下知地区減災連絡会副会長）、松本志帆子（下知地域内連携協議会理事）

徳廣誠司（黒潮町情報防災課長）、山中晶一（高知市地域防災推進課係長）、鍵屋一（跡見学園女子大学教授）

### ③シンポジウム 地区防災計画の現状と課題

室崎益輝（神戸大学名誉教授・地区防災計画学会会長）、矢守克也（京都大学教授）

加藤孝明（東京大学准教授）、磯打千雅子（香川大学准教授）、西澤雅道（福岡大学准教授）ほか

3月4日（日）9:00～12:00 大会記念エクスカーション

### ④下知地区防災フィールドワーク & 坂本龍馬見学スペシャルツアー ※県立龍馬記念館学芸員解説

会場 高知県立大学永国寺キャンパス教育研究棟

※高知市永国寺町2番22号・高知駅からタクシーで5分

対象 地域防災力の強化に興味のある方（参加費無料・資料代別）

地区防災計画学会HPで申込受付

主催 地区防災計画学会

協力 高知市、下知地区減災連絡会、高知県立大学災害看護グローバルリーダー養成プログラム

高知大学防災推進センター、情報通信学会災害情報法研究会

後援 高知県、黒潮町、高知市自主防災組織連絡協議会、江頭ホスピタリティ事業振興財団

※協力・後援は予定

連絡先 地区防災計画学会事務局 事務局次長 坊農豊彦

〒530-0001 大阪市北区梅田1-3-1-800 大阪駅前第1ビル8階

一般財団法人関西情報センター気付

TEL:06-6346-2981 MAIL:info@gakkai.chiku-bousai.jp



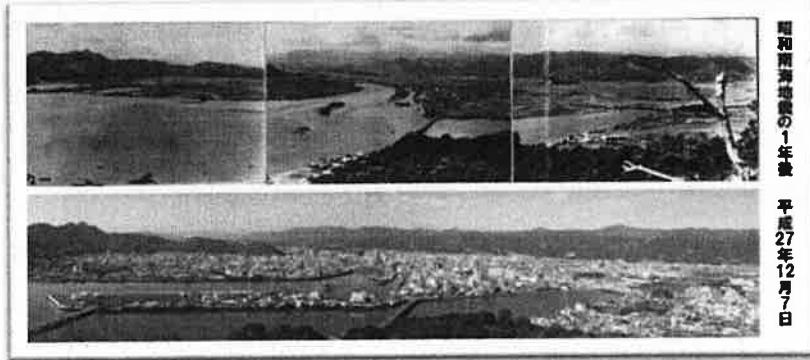
みんなでつくる地区防災計画  
地区防災計画学会



# 下知地区防災フィールドワーク & 坂本龍馬見学スペシャルツアー

～地区防災計画学会第4回大会エクスカーション～

高知市下知地区や沿岸部の津波避難センターを視察した後、桂浜では県立龍馬記念館の学芸員から坂本龍馬にまつわるお話を聞きます。



2018年3月4日（日）  
9:00～12:00

※バスが定員に達した場合は、学会員を優先させていただきます。

## スケジュール

●3月3日（土）地区防災計画学会第4回大会 @高知県立大学永国寺キャンパス

●3月4日（日）エクスカーション @高知市内

9:00 はりまや橋観光バスターミナル集合・出発  
下知地区とコミュニティセンターの見学

10:00 五台山から下知地区を一望



10:30 沿岸部の津波避難センター視察

11:15 桂浜観光・坂本龍馬像見学

12:00 —————終了————— お疲れ様でした！

12:30 高知龍馬空港 降車場所①

13:00 はりまや橋周辺 降車場所②

はりまや橋周辺から高知駅に向かう  
場合は、路面電車が利用できます。



上部写真の出典：高知地方気象台ホームページ (<http://www.jma-net.go.jp/kochi/etc/jisin/nankai.html>)  
「昭和南海地震（昭和21年）の1年後、及び平成27年の写真」（高知地方気象台ホームページより）

## 申込先

地区防災計画学会事務局 HP :

<http://gakkai.chiku-bousai.jp/ev180303.html>



みんなでつくる地区防災計画  
地区防災計画学会

年度区分	整理番号
平成29年度	52

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金	1,080	円	支出年月日	30年3月19日
---	-------	---	-------	----------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	ガバナンス 3月号
-----	-----------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

坂本茂雄様

平成30年3月19日

1,080,-

但し ガバナンス 上記の金額正に領収致しました  
H30.3月号

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番46号  
(株) 富士書房  
代表取締役 五藤栄二郎  
TEL 813-3574  
FAX 812-3114



年度区分	整理番号
平成29年度	53

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 5,141 円	支出年月日 30年 3月 22日
-----------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 書籍代
---------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

平成30年3月22日

坂本茂雄 様

5,141.-

但し

上記の金額正に領収致しました

3.11を心に刻んで2018 842円

裁量労働制はなぜ危険か 713円

「北朝鮮の脅威」のカラクリ 562円

房くまちがわから始まる

地方創生 3024円

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番46号  
(株)富士書店  
代表取締役 五藤栄一郎  
TEL 81-3-557-1224  
FAX 81-3-557-1224



年度区分	整理番号
平成29年度	54

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,497 円	支出年月日	30年 3月 27日
1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費			
内 容	日刊「しんぶん赤旗」購読料(3月分)		

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

坂本 茂雄 様 領 収 書

新聞・雑誌名

部数

金額

3,497 円

日刊「しんぶん赤旗」

1 3,497

2018年 3月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
Tel.088-822-7744

領収日 3/27 扱者 [ ]

年度区分	整理番号
平成29年度	55

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金	8,400 円	支出年月日	30年 3月 28日
---	---------	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	全国農業新聞購読料(平成29年4月～平成30年3月分)
-----	-----------------------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

### 振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	01660-8	通常払込料金加入者負担
*	1799	
加入者名	*(一社)高知県農業会議	
金額	千：百：十：万：千：百：十：円	8400
ご依頼人	坂本茂雄 様	
料金	日附印 30-03-28 高知県庁内郵便局	
備考	(64217) N94130015	

この受領証は、大切に保管してください。

全国農業新聞購読料(平成29年4月～平成30年3月分)の受領証である